

2017年度（平成29年度）

こころの健康センター所報

（第29号）

群馬県こころの健康センター

は じ め に

このたび、群馬県こころの健康センターの平成29年度事業の取り組みにつきまして、所報を作成しましたのでお届けします。所報作成は平成30年度になるため、環境が少しずつ変化した中での前年度の取りまとめとなることをご承知ください。

平成28年、「相模原障害者施設殺傷事件」という痛ましい出来事が起こりました。事件の概要は、平成28年7月26日、相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」に同施設の前職員である植松聖が侵入し、多数の入所者等を刃物で刺し、19人が死亡、27人が負傷するというものでした。また、事件以前に被疑者は、「精神障害による他害の恐れ」を要件に措置入院になった経緯があることが明るみになりました。なお第2次世界大戦後の日本において発生した殺人事件としては、犠牲者19人は最も多かったということです。

この事件を受けて同年8月に「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発検討チーム」が設置され、同年12月8日に再発防止の提言として報告書を作成、厚生労働省はその提言を受けた形で平成30年3月に「措置入院の運用に関するガイドライン」及び「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を提示しました。この一連の経過に関しては、報道の矮小化、幅の広い問題を有するにも関わらず精神保健の問題に集約するなど多くの疑義がありますが、我々、精神保健に携わる関係者たちにとっては真摯に向き合うべき大きい課題となりました。

さて、群馬県こころの健康センターは、精神保健福祉センターとしての側面（技術援助、教育研修、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談、精神医療審査会の事務、自立支援医療（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の交付、自殺予防対策、依存症対策、ひきこもり対策などの幅広い業務）、精神科救急情報センターとしての側面（精神保健福祉法第23条通報から法第26条の3の通報に対して、受理、事前調査、措置診察等の一連の措置移送業務を一極対応）を有しており、所内職員が全員体制で取り組んでいます。精神保健福祉センター業務に関しては、ほぼ全ての業務において質・量とも増大傾向であり、業務の効率化が望まれます。自殺対策に関しては、29年度に「自殺対策推進センター」が本センター内に設置されました。若年層への支援、ハイリスク者への支援、地域の特性に応じた対策の支援、相談機能の拡充、人材育成、の5つの柱を定め、既存の事業を生かしながら、関係機関と連携し、重点的に取り組んでいます。精神科救急情報センターの移送業務に関しても、通報件数は増大を続けており、殊に23条通報においては警察官の精神障害に関する理解が重要と考え、27年度より県内全警察署を廻り「警察官との勉強会」を継続実施しています。また通報事例や困難事例に対する支援としてのアウトリーチを更に充実させていく意向です。

群馬県こころの健康センターが当事者、家族、関係機関等に対するエンパワメント・センターであるような行政機関に成ることを目標に努力してまいります。改めて関係の皆様のご支援を感謝すると共に、今後のご協力をお願いいたします。

平成30年12月

群馬県こころの健康センター 所長 佐藤浩司

目 次

事業トピックス

- 1 群馬県精神科救急情報センター事例検討会議委員等研修会 ・ 1
- 2 群馬県自殺対策推進センターの設置 ・ ・ ・ ・ ・ 2

概 要

- 1 沿革 ・ ・ ・ ・ ・ 3
- 2 所在地と施設概要 ・ ・ ・ ・ ・ 4
- 3 組織 ・ ・ ・ ・ ・ 5
- 4 職員内訳 ・ ・ ・ ・ ・ 6

実施状況

第1 精神保健福祉センター業務

- 1 教育研修 ・ ・ ・ ・ ・ 7
- 2 技術指導及び技術援助 ・ ・ ・ ・ ・ 9
- 3 広報普及活動 ・ ・ ・ ・ ・ 11
- 4 こころの県民講座 ・ ・ ・ ・ ・ 12
- 5 精神保健福祉相談 ・ ・ ・ ・ ・ 13
- 6 アルコール・薬物関連問題事業 ・ ・ ・ ・ ・ 21
- 7 高次脳機能障害支援事業 ・ ・ ・ ・ ・ 24
- 8 思春期相談 ・ ・ ・ ・ ・ 26
- 9 自殺対策事業 ・ ・ ・ ・ ・ 27
- 10 若年認知症家族支援事業 ・ ・ ・ ・ ・ 32
- 11 精神障害者保健福祉手帳 ・ ・ ・ ・ ・ 34
- 12 自立支援医療費(精神通院医療) ・ ・ ・ ・ ・ 34
- 13 精神医療審査会 ・ ・ ・ ・ ・ 35
- 14 退院請求等の受付 ・ ・ ・ ・ ・ 36
- 15 関係機関との連携及び組織の育成 ・ ・ ・ ・ ・ 38
- 16 こころの緊急支援事業 ・ ・ ・ ・ ・ 41
- 17 ひきこもり支援センター事業 ・ ・ ・ ・ ・ 42

第2 精神科救急情報センター業務

- 1 精神科救急情報センターの活動 ・ ・ ・ ・ ・ 47
- 2 精神科救急情報センターの体制 ・ ・ ・ ・ ・ 47
- 3 精神科救急情報センターの主な業務 ・ ・ ・ ・ ・ 47
- 4 精神科救急情報センター業務の実績 ・ ・ ・ ・ ・ 48

学会発表・調査研究

- 1 学会発表等一覧 ・ ・ ・ ・ ・ 55

実習・視察

- 1 実習及び視察等一覧 ・ ・ ・ ・ ・ 57

公表資料・印刷物

- 1 公表資料・印刷物一覧 ・ ・ ・ ・ ・ 58

事業トピックス

1 群馬県精神科救急情報センター事例検討会議委員等研修会

県では、救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより、救急移送システムが円滑に機能するよう関係諸機関相互の調整を図るため、精神科救急情報センター事例検討会議（以下「事例検討会議」といいます。）を設置しています。

平成30年2月10日（土）、事例検討会議の委員に国の動向等についての研修を行い、今後の救急移送システムの円滑な推進に資することを目的として研修会を開催しました。

なお、今回は、その内容が県内精神科医療機関及び保健所にも関係の深いものであることから、これらの機関等に研修参加の案内をしたところ、事例検討会議委員、医療機関及び行政関係者等あわせて99名の参加がありました。

研修会は、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所社会復帰研究部部長の藤井千代氏を講師としてお招きし、「精神保健福祉法の改正と措置入院について」をメインテーマとして、群馬県庁で開催しました。

氏は「新措置入院制度に係るガイドライン」の作成に中心的な役割を担っておられます。

講演では、まず、措置入院制度をめぐる諸課題として、同制度が創設から現在まで大きな改正がなく現在に至っていること、その制度運用は業務の取り扱いに関する国のガイドラインはなく、自治体が独自にマニュアルを整備するなど地域の実情に応じた対応がなされてきたことが指摘されました。



そして、措置入院者の地域包括支援のあり方に関する研究班の立ち上げの経緯について

の紹介の後、作成中の「措置入院運用ガイドライン」（警察官通報を契機とした措置入院までの手続）及び「措置入院者の退院後支援ガイドライン」等について、警察官・自治体職員・指定医の判断基準、被通報者のおかれた状況、自治体の相談支援体制及び精神科医療へのアクセスにおける具体的な課題などについて事例を交えながら説明がされるとともに、これらの諸課題への対応のポイントについて説明がされました。

また、措置入院者の退院後支援の部分では、退院後支援計画の項目、策定後実施する個別ケース検討会議等退院後支援の重要ポイント及び退院後支援の課題について具体的な説明がされました。

参加者へのアンケートでは、回答者の93%の方がこの研修会に「非常に満足」あるいは「満足」と答えています。

2 群馬県自殺対策推進センターの設置

<経緯>

平成28年4月に「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、地域レベルの実践的な自殺対策の推進が強く求められることとなりました。具体的には、すべての都道府県・政令市への地域自殺対策推進センターの設置、すべての市町村に対して「自殺対策計画」の策定の義務づけです。

県では、平成29年4月1日、群馬県自殺対策推進センターをこころの健康センター内に設置し、本県の自殺対策の中心的機関と位置づけました。

<平成29年度の取り組み>

重点施策を次の5つと定め、既存事業を活かしながら重点的に取り組みました。

1. 若年層への支援

思春期や青年期にある高校生や大学生等に対して、友人間や家族内でよいコミュニケーションが取れる方法をSSTの手法を取り入れて学ぶ出前講座「こころの元気サポーター養成事業」を実施しました。

児童生徒と日々接している教職員等に対して、自殺危機にある人に対して働きかける一連の行動を実践的に学ぶ演習中心の研修「自殺危機初期介入スキルワークショップ」、教育委員会主催研修への講師派遣などを実施しました。

また、若年層に広くメッセージを届けるための動画を作成し、平成30年2月からYouTubeで配信しています。

2. ハイリスク者への支援

県警本部からの情報提供に基づき、自殺企図者本人・家族等に対し相談支援を実施しました。

また、自殺未遂者の再企図を防ぐため、支援者同士がお互いの役割が分かり、顔が見える関係を作り、支援をすることを目的に「西毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修」を実施しました。

3. 地域の特性に応じた対策の支援

地域の自殺対策連絡会議へ出席し、情報収集と情報提供を行いました。

また、市町村「自殺対策計画」策定のための保健福祉事務所単位のワーキングを活用して市町村担当者に助言を行いました。

4. 相談機能の拡充

自殺企図につながるような悩みのある人からの相談電話「こころの健康相談統一ダイヤル」について、平成29年3月から相談員を増員、平日午後5時から午後10時まで時間を延長して対応しました。相談件数は前年比3倍以上でした。

5. 人材育成

自殺対策に携わる人材を養成することを目的に、「ゲートキーパー養成研修」、「自殺危機初期介入スキルワークショップ」、「自殺対策担当者研修会」及び「自殺予防講演会」等、各種研修会を開催しました。

<今後に向けて>

平成29年中の自殺者は332人（前年比 58人）で、県内でほぼ毎日ひとりの方が自殺で亡くなっています。

平成30年度は、若年層対策の分野で、児童生徒が危機的状況に対応した場合に援助希求行動がとれるよう「SOSの出し方に関する教育」について教育委員会と協働で進めています。ハイリスク者への対策としては、地域ごとの自殺未遂者支援ネットワーク研修を西毛地域に加え東毛地域でも実施できるよう進めていきます。また、地域レベルの実践的な取組の充実に向け、全ての市町村で「自殺対策計画」を策定できるよう支援をしていくなど、関係機関と協力しながら、引き続き取り組みを進めていきます。

概 要

1 沿革

| | |
|-------------|---|
| 昭和60年10月11日 | 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例」制定 |
| 昭和60年12月10日 | 群馬県精神衛生センター竣工 |
| 昭和60年12月17日 | 「群馬県精神衛生センターの設置及び管理に関する条例 施行規則」制定 |
| 昭和61年 1月 1日 | 群馬県精神衛生センター開設 |
| 昭和63年 7月 1日 | 群馬県精神保健センターに改称 |
| 平成 2年11月 5日 | こころの電話相談開始 |
| 平成 3年 4月 1日 | アルコール来所相談開始 |
| 平成 7年10月17日 | 群馬県精神保健福祉センターに改称 |
| 平成11年 4月 1日 | 思春期来所相談開始 |
| 平成12年 4月 1日 | 薬物依存来所相談開始 |
| 平成13年 4月 1日 | 群馬県精神科救急情報センターを設置 |
| 平成14年 4月 1日 | 群馬県こころの健康センターに改称 |
| 平成14年 4月 1日 | メ - ル相談開始 |
| 平成14年 4月 1日 | 精神保健福祉法の改正により精神医療審査会事務が移管 |
| 平成14年10月 1日 | 高次脳機能障害来所相談開始 |
| 平成16年 1月 1日 | 群馬県精神科救急情報センタ - を規則により設置 |
| 平成16年 4月 1日 | 群馬県精神科救急情報センターが本格的に稼働 |
| 平成16年 4月 1日 | ひきこもり相談開始 |
| 平成17年 4月 1日 | 組織改正により群馬県こころの健康センターと群馬県精神科救急 情報センターを一体化 |
| 平成18年10月 1日 | 若年認知症来所相談開始 |
| 平成20年 1月11日 | 自死遺族来所相談開始 |
| 平成20年 3月14日 | 自死遺族交流会開始 |
| 平成22年 2月 1日 | こころの緊急支援事業（CRP）試行開始 |
| 平成22年 9月30日 | 会議室（別棟）竣工 |
| 平成22年10月 1日 | こころの緊急支援事業（CRP）開始 |
| 平成26年 6月 1日 | ひきこもり支援センター開設 |
| 平成29年 4月 1日 | 自殺対策推進センター開設 |

2 所在地と施設概要

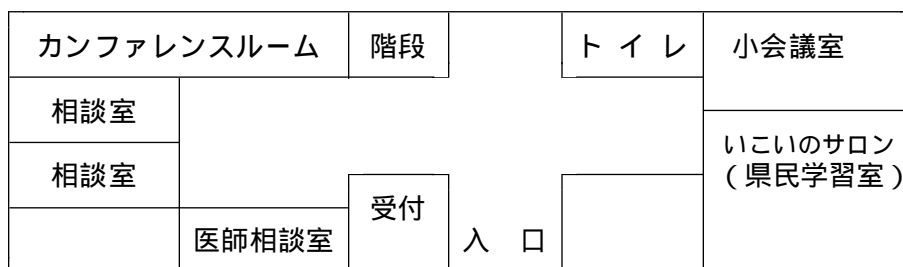
- (1) 所在地 〒379 - 2166 前橋市野中町368
- (2) 電話等
代表電話 027 - 263 - 1166
電話相談専用 027 - 263 - 1156
FAX 027 - 261 - 9912
- (3) ホームページ <http://www.pref.gunma.jp>
- (4) e-mail kokoro@pref.gunma.lg.jp
- (5) 敷地面積 3,454㎡
- (6) 建築面積 延べ970.90㎡ (1階553.26㎡、2階314.03㎡、会議室(別棟)103.61㎡)
- (7) 構造 鉄筋コンクリート造2階建、軽量鉄骨造1階建(会議室(別棟))



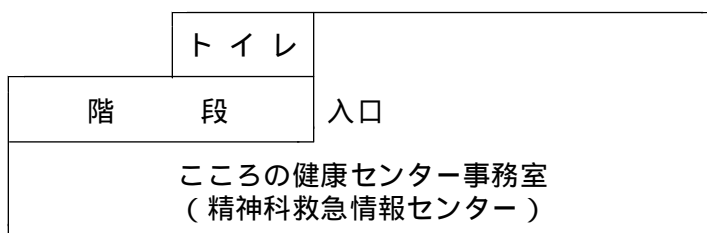
建物写真

(8) 平面図

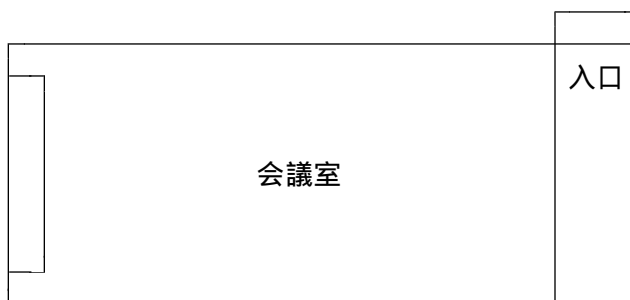
1階



2階

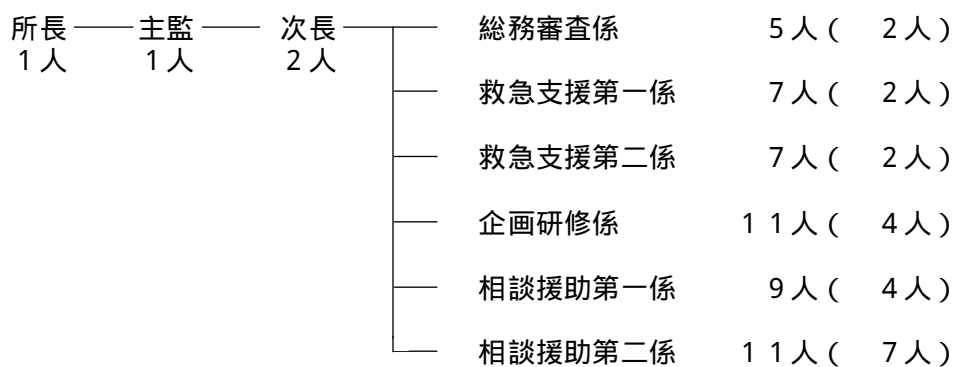


別棟



3 組織

業務の特性に応じ、次の6係で事業を推進した。
 なお、救急移送業務については、全職員体制で実施した。



合計 54人(21人)

注1 人数は平成30年3月31日現在

注2 ()内は非常勤職員で内数

4 職員内訳

平成30年3月31日現在(単位:人)

| 係名 | 職名 | 職種 | 常勤 | 非常勤 | | 計 | 備考 ()は、非常勤職員で内数 |
|---------|---------|---------|----|-----|----|----|--|
| | | | | 嘱託 | 臨時 | | |
| 所属長 | 所長 | 精神科医師 | 1 | | | 1 | 医師 1 |
| | 主監 | 事務 | 1 | | | 1 | 事務 1 |
| 次長 | 次長 | 事務 | 1 | | | 1 | 事務 1 |
| | 次長 | 保健師 | 1 | | | 1 | 保健師 1 |
| 総務審査係 | 補佐(係長) | 事務 | 1 | | | 1 | 事務 3 看護師 2(2) |
| | 主幹 | 事務 | 1 | | | 1 | |
| | 主任 | 事務 | 1 | | | 1 | |
| | 嘱託 | 看護師 | | 2 | | 2 | |
| | 計 | | 3 | 2 | | 5 | |
| 救急支援第一係 | 技師長(係長) | 保健師 | 1 | | | 1 | 事務 4(1) 医師 1 保健師 1 看護師 1(1) |
| | 部長 | 精神科医師 | 1 | | | 1 | |
| | 主幹 | 事務 | 1 | | | 1 | |
| | 主事 | 事務 | 2 | | | 2 | |
| | 嘱託 | 看護師 | | 1 | | 1 | |
| | 嘱託 | 事務 | | 1 | | 1 | |
| | 計 | | 5 | 2 | | 7 | |
| 救急支援第二係 | 補佐(係長) | 事務 | 1 | | | 1 | 事務 4(1) 医師 1 保健師 1 看護師 1(1) |
| | 技師長 | 精神科医師 | 1 | | | 1 | |
| | 主幹 | 事務 | 1 | | | 1 | |
| | 主任 | 事務 | 1 | | | 1 | |
| | 技師 | 保健師 | 1 | | | 1 | |
| | 嘱託 | 看護師 | | 1 | | 1 | |
| | | 事務 | | 1 | | 1 | |
| 計 | | 5 | 2 | | 7 | | |
| 企画研修係 | 補佐(係長) | 事務 | 1 | | | 1 | 事務 4 保健師 5(2) 看護師 1(1) 精神保健福祉士 1(1) |
| | 主幹 | 保健師 | 2 | | | 2 | |
| | 主幹 | 事務 | 2 | | | 2 | |
| | 主任 | 事務 | 1 | | | 1 | |
| | 技師 | 保健師 | 1 | | | 1 | |
| | 嘱託 | 保健師 | | 2 | | 2 | |
| | 嘱託 | 看護師 | | 1 | | 1 | |
| | 嘱託 | 精神保健福祉士 | | 1 | | 1 | |
| 計 | | 7 | 4 | | 11 | | |
| 相談援助第一係 | 係長 | 保健師 | 1 | | | 1 | 保健師 3 看護師 1 心理 4(3) 精神保健福祉士 1(1) |
| | 主幹 | 看護師 | 1 | | | 1 | |
| | | 保健師 | 1 | | | 1 | |
| | 主任 | 心理 | 1 | | | 1 | |
| | 技師 | 保健師 | 1 | | | 1 | |
| | 嘱託 | 心理 | | 3 | | 3 | |
| | 嘱託 | 精神保健福祉士 | | 1 | | 1 | |
| 計 | | 5 | 4 | | 9 | | |
| 相談援助第二係 | 係長 | 保健師 | 1 | | | 1 | 医師 5(4) 保健師 3 心理 2(2) 精神保健福祉士 1(1) |
| | 部長 | 精神科医師 | 1 | | | 1 | |
| | 技師 | 保健師 | 2 | | | 2 | |
| | 嘱託 | 精神科医師 | | 4 | | 4 | |
| | | 心理 | | 2 | | 2 | |
| | | 精神保健福祉士 | | 1 | | 1 | |
| 計 | | 4 | 7 | | 11 | | |
| 合計 | | 精神科医師 | 4 | 4 | | 8 | |
| | | 事務 | 15 | 2 | | 17 | |
| | | 保健師 | 12 | 2 | | 14 | |
| | | 看護師 | 1 | 5 | | 6 | |
| | | 心理 | 1 | 5 | | 6 | |
| | | 精神保健福祉士 | | 3 | | 3 | |
| | | 合計 | 33 | 21 | | 54 | |

実施状況

第1 精神保健福祉センター業務

1 教育研修

(1) 事業の目的

精神保健福祉行政を円滑に推進するため、精神保健福祉業務に従事する市町村、保健福祉事務所及び関係施設の職員等を対象に、資質や技術の向上を目的に基礎研修や専門研修等を実施した。

(2) 事業の実績

1) 精神保健福祉初任者研修

| 対象 | 日程 | 内容・講師等 | 出席者 |
|--|--------------------------|--|-----|
| 新任の精神保健福祉担当者（市町村、保健福祉事務所、精神障害者福祉サービス事業者等の精神保健福祉業務に従事する新任（着任概ね3年以内）の職員） | 研修 H29 5/23 (火) | 精神障害の特性と理解 こころの健康センター職員 精神科病院の退院支援と地域生活支援の枠組み 県立精神医療センター職員（精神保健福祉士） 精神障害者のエンパワメント 社福）明清会 相談支援事業所 相談支援専門員 当事者からのメッセージ 精神障害当事者（ピアサポーター） 会場 群馬県健康づくり財団 大会議室 | 47人 |
| | 研修 5/30 (火) | 地域精神保健福祉相談の進め方と実際 こころの健康センター職員 精神障害者から相談を受ける（電話相談編） こころの健康センター職員 精神障害者から相談を受ける（対面相談編） こころの健康センター職員 会場 群馬県健康づくり財団 大会議室 | 25人 |

2) 精神保健福祉専門研修（精神障害者の地域移行支援研修）

| 対象 | 日程 | 内容・講師・会場等 | 出席者 |
|--|--------------------|--|-----|
| 精神保健福祉担当者（関係行政機関並びに精神保健福祉関係業務に従事する職員等） | H30 2/21 (水) | 講義 「長期入院患者の回復を促す多職種による働きかけ～SSTの技法を活用する～」 講師 こころの健康センター所長 グループワーク 講師（SST普及協会認定講師） 船橋北病院心理室 臨床心理士 増田 直子 氏 南浜病院（新潟県） 看護師 畠山 恵子 氏 補助講師（SST普及協会会員） 社福）明清会 精神保健福祉士 社福）アルカディア 看護師 県立精神医療センター 医師 会場 群馬県健康づくり財団 大会議室 | 32人 |

3) 精神保健福祉専門研修(電話相談員研修会)

| 対 象 | 日 程 | 内 容 ・ 講 師 ・ 会 場 等 | 出 席 者 |
|----------------------------|-------------------|---|-------|
| 県内の相談機 関で電話相談 に従事する者 | H30 3/8 (木) | 講義・演習・グループワーク 「電話相談の基本と困難事例の対処方法」 講師 NPO法人メンタルケア協議会 理事 西村 由紀 氏 会場 群馬県健康づくり財団 大会議室 | 24人 |

2 技術指導及び技術援助

(1) 事業の目的

地域精神保健福祉活動を推進するため、精神保健福祉の専門的中枢機関として、保健福祉事務所をはじめ各種関係機関に対して技術指導及び技術援助を行っている。

(2) 事業の実績

平成29年度の技術指導・援助件数は23件であり、対象者別出席者数は延べ1,848人であった。

| | 実施日 | 事業内容 | 主催者 | 対象者 | 出席者 | 対応職種 |
|----|----------------|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------|------|-----------------|
| 1 | H29 5/16(火) | 精神疾患の理解を深める | 女性相談所 | 女性相談所職員、市町配偶者暴力相談支援センター職員 | 30人 | 医師:1人 |
| 2 | 5/17(水) | 障害支援区分認定調査員研修 | 県障害政策課 | 市町村、事業所の職員 | 68人 | 保健師:1人 |
| 3 | 6/13(火) | 命の講座:「薬物乱用から見えること」 | 渋川北中学校 | 全校生徒、教職員、保護者 | 368人 | 保健師:1人 |
| 4 | 6/14(水) | 生活安全任用科教養における講義 | 県警本部生活安全部生活安全企画課 | 生活安全任用科生 | 13人 | 医師:1人 |
| 5 | 7/4(火) | 県民児協自立支援研究委員会:「精神障害の理解」 | 県民生委員児童委員協議会自立支援研究委員会 | 左の委員 | 31人 | 医師:1人 |
| 6 | 7/6(木) | 薬物乱用指導者講習会「薬物乱用と健康被害」 | 県教委健康体育課 | 警察職員、薬物乱用防止指導員、学校医等 | 196人 | 医師:1人 |
| 7 | 7/20(木) | 発達障害及び知的障害を有する者に対する取調べ要領 | 県警本部刑事部刑事企画課 | 取り調べ担当警察官及び警察学校の学生 | 41人 | 医師:1人 |
| 8 | 8/3(木) | 子どもの体と心を理解するための実践講座 | 県教委健康体育課 | 養護教諭、保健主事 | 238人 | 医師:1人 |
| 9 | 8/10(木) | 新任生徒指導主事研修 | 群馬県総合教育センター | 教員 | 54人 | 医師:1人 保健師:4人 |
| 10 | 8/24(木) | 精神科訪問看護基本療育費算定要件研修会(精神科治療の動向・訪問看護技術) | 県訪問看護ステーション連絡協議会 | 訪問看護師 | 60人 | 医師:1人 保健師:1人 |
| 11 | 8/25(金) | 精神科訪問看護基本療育費算定要件研修会(精神科治療の動向) | 県訪問看護ステーション連絡協議会 | 訪問看護師 | 60人 | 医師:1人 |
| 12 | 8/31(火) | 若年層を対象としたメンタルヘルス教育 | 精神保健福祉協会 | 太田看護学院3年生 | 28人 | 保健師:2人 |

| | 実施日 | 事業内容 | 主催者 | 対象者 | 出席者 | 対応 職種 |
|----|---------------|---|----------------------------|-----------------------------|-----|----------|
| 13 | 9/12(火) | 不登校対策委員会 (自殺予防研修会) | 太田保健福祉 事務所、太田 市教育委員会 | 教員 | 45人 | 医師:1人 |
| 14 | 10/10(水) | 出前なんでも講座「子 どもの自殺予防」 | 利根郡小中学 校教育研究会 事務部会 | 小中学校事務職 員 | 18人 | 保健師:1人 |
| 15 | 10/24(火) | 消防職員専科教育 「精神障害の救急医療」 | 消防学校 | 消防学校学生及 び現役消防士 | 92人 | 医師:1人 |
| 16 | 10/27(金) | 安中市母子保健推進 員研修会「精神発達 遅滞と発達障害」 | 安中市、安中 市母子保健推 進協議会 | 母子保健推進員 | 66人 | 医師:1人 |
| 17 | 11/2(木) | 前橋地検での講演 「重大な精神障害を 抱える者への対応」 | 前橋地方検察 庁 | 検察官、検察事 務官 | 60人 | 医師:1人 |
| 18 | 11/15(水) | 地域自殺対策強化事業講 演会:『自殺予防は地域の 支え合いから』 | 桐生保健福祉 事務所 | 桐生地域自殺対 策連絡協議会構 成機関等 | 80人 | 医師:1人 |
| 19 | 11/21(火) | 精神保健福祉ボランティア 「めぶきの会」オープン講座 「精神障害者の理解と対応」 | めぶきの会 | ボランティア登 録希望者等 | 48人 | 医師:1人 |
| 20 | 12/1(金) | 桐生市・みどり市連携交流事業 精神保健福祉講演会「自殺につい て」～世界・日本・群馬・市町村～ | みどり市役所 社会福祉課 | 民生委員、母子 保健推進員、家 族会、市民 | 80人 | 医師:1人 |
| 21 | 12/22(金) | 群大医学部保健学科専門教育 科目「精神保健福祉センター における保健師活動」 | 群馬大学医学 部 | 保健学科学生 | 70人 | 保健師:1人 |
| 22 | H30 2/6(火) | 前橋市自殺予防実務 者研修会 | 前橋市保健予 防課 | 自殺予防関係機 関・団体 | 54人 | 医師:1人 |
| 23 | 2/27(火) | 県地域密着型サービス連 絡協議会における講義「相 談業務について」 | 地域密着型サ ービス連絡協 議会 | 協議会会員事業 所 | 48人 | 保健師:1人 |

3 広報普及活動

(1) 事業の目的

県民に対し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、各種の事業や広報媒体を通じ、全県的規模で広報普及活動を実施した。

(2) 事業の実績

1) 「こころの相談Q & A」の新聞掲載

電話相談や来所相談で相談の多い事例について、毎月第1、第3月曜日に上毛新聞の「生活」面に記事を掲載した。

| 掲載月 | テ | マ |
|-------------|-----------------|----------------|
| 平成29年 4月 | ・夜尿症について | ・レビー小体型認知症について |
| 5月 | ・アルコール依存症について | ・発達障害を抱えた親への支援 |
| 6月 | ・ひきこもりについて | ・ギャンブル依存症について |
| 7月 | ・大人のAD / HDについて | ・輪番病院について |
| 8月 | ・家族会について | ・不眠について |
| 9月 | ・消えたい程辛いと言われたら | ・強迫性障害について |
| 10月 | ・障害者就労について | ・思春期について |
| 11月 | ・窃盗壁について | ・うつ病の3大妄想について |
| 12月 | ・処方薬依存について | ・自殺予防のゲートキーパー |
| 平成30年 1月 | ・職場の人間関係について | |
| 2月 | ・日常生活自立支援事業について | |
| 3月 | ・適正飲酒のすすめ | |

2) ホームページ

当センターの事業の紹介や案内、統計資料の公表をホームページにより行った。
ホームページアドレス：<http://www.pref.gunma.jp/07/p11700016.html>

3) 図書等の貸出(貸し出し不可の書籍等も含む)

蔵書 全冊数 1,513冊

4 こころの県民講座

(1) 事業の目的

現代社会が抱える精神保健福祉に関わる諸問題をわかりやすく取り上げ、県民に対する精神保健福祉の知識の普及や意識の高揚を図る。

(2) 事業の実績

1) テーマ 「子どもを含めた精神保健福祉活動で地域を変えていく～多機能型精神科診療所の実践～」

期 日 平成30年2月3日(水)
会 場 群馬県庁2階 ビジターセンター
講 師 メンタルクリニック・ダダ
院長 大嶋 正浩 氏
参加者 69人

5 精神保健福祉相談

県民が気軽にこころの悩みや不安について相談し、こころの健康を回復できることを目的として実施する。

(1) 電話相談

1) 相談日 土・日・祝日及び年末年始を除く午前9時から午後5時まで

2) 従事者 嘱託相談員3人を配置し、2回線の専用電話で行っている。

また、このほか一般回線でも必要に応じて保健師等が電話相談を行っている。

3) 事業の実績

電話相談の延べ件数は4,997件で、前年度に比べ15.3%増加している。

相談対象者

「自分」のことにに関する相談が71.2%と最も多く、以下「子供」14.2%、「その他」7.4%、「その他の親族」3.0%、「配偶者」2.9%、「親」1.3%の順となっている。

相談経路

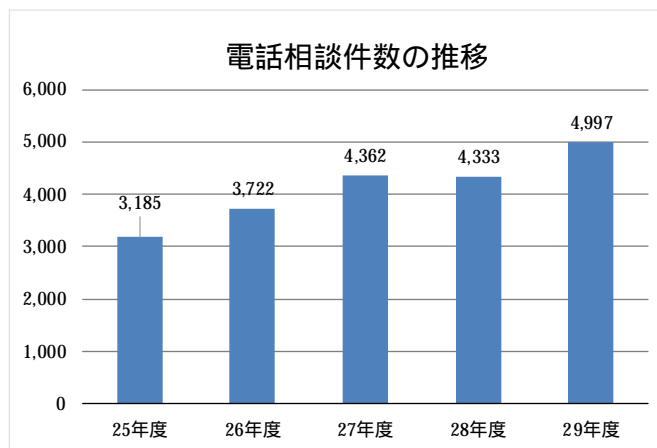
電話相談に至ったきっかけ(経路)については、「インターネット」24.0%と最も多く、次いで「保健・福祉関係」20.7%、「新聞・広報等」9.4%、「その他」8.2%の順となっている。

相談内容

対人関係及び心理的な悩みに関することで半数を占め、そのうち「話したい(頻回利用)」が29.9%、「心理的な相談・自分の性格」が13.8%となっている。次いで医療機関に関する「医療機関・関係機関に関すること」が9.6%、その他の8.5%の順となっている。

電話相談件数の推移

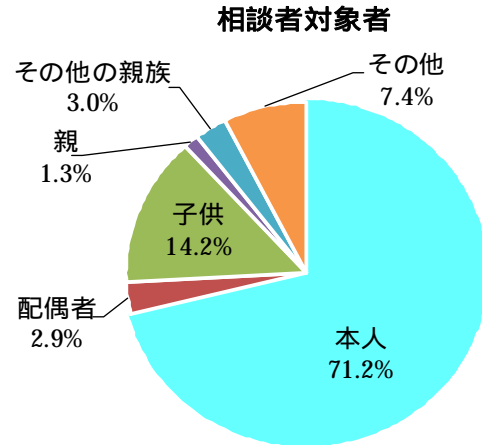
| 年度 | 延件数 |
|------|-------|
| 25年度 | 3,185 |
| 26年度 | 3,722 |
| 27年度 | 4,362 |
| 28年度 | 4,333 |
| 29年度 | 4,997 |



相談対象者

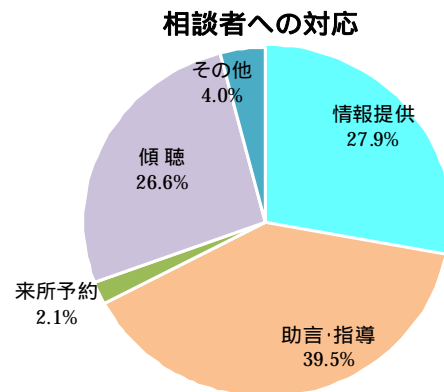
| 被相談者 | 延べ | |
|--------|-------|--------|
| | 件数 | 率 (%) |
| 本人 | 3,556 | 71.2% |
| 配偶者 | 147 | 2.9% |
| 子供 | 709 | 14.2% |
| 親 | 66 | 1.3% |
| その他の親族 | 148 | 3.0% |
| その他 | 371 | 7.4% |
| 計 | 4,997 | 100.0% |

パーセンテージについては四捨五入処理しているため、計が100.0にならないことがある。以下の統計表についても同じ。



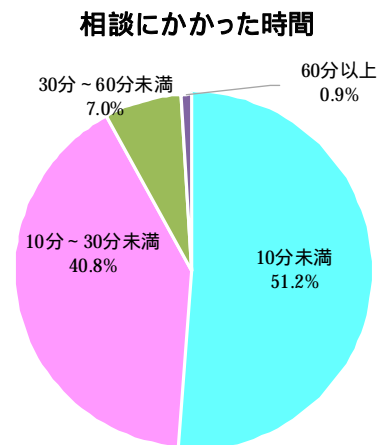
相談者への対応

| 対応 | 延べ | |
|-------|-------|--------|
| | 件数 | 率 (%) |
| 情報提供 | 1,394 | 27.9% |
| 助言・指導 | 1,972 | 39.5% |
| 来所予約 | 104 | 2.1% |
| 傾聴 | 1,328 | 26.6% |
| その他 | 199 | 4.0% |
| 計 | 4,997 | 100.0% |



相談経路

| 相談経路 | 延べ | |
|---------|-------|--------|
| | 件数 | 率 (%) |
| 精神科医療関係 | 187 | 3.7% |
| 保健・福祉関係 | 1,032 | 20.7% |
| 教育関係 | 47 | 0.9% |
| 警察・法務関係 | 80 | 1.6% |
| 新聞・広報等 | 470 | 9.4% |
| 電話帳 | 108 | 2.2% |
| インターネット | 1,200 | 24.0% |
| その他 | 409 | 8.2% |
| 不明 | 1,464 | 29.3% |
| 計 | 4,997 | 100.0% |



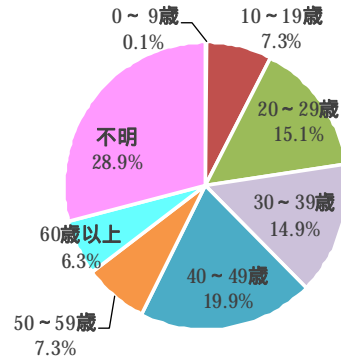
相談にかかった時間

| 相談時間 | 延べ | |
|-----------|-------|--------|
| | 件数 | 率 (%) |
| 10分未満 | 2,558 | 51.2% |
| 10分～30分未満 | 2,041 | 40.8% |
| 30分～60分未満 | 351 | 7.0% |
| 60分以上 | 47 | 0.9% |
| 不明 | 0 | 0.0% |
| 計 | 4,997 | 100.0% |

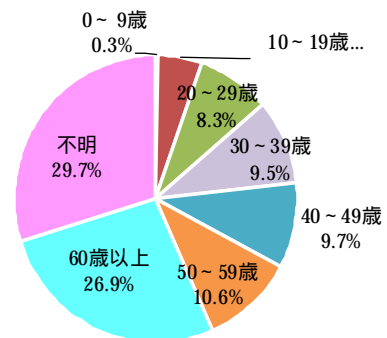
相談対象者の年齢

| 年齢区分 | 延べ | | | | | |
|--------|-------|-------|-----|--------|--------|--------|
| | 件数 | | | 率(%) | | |
| | 男 | 女 | 不明 | 男 | 女 | 不明 |
| 0～9歳 | 3 | 7 | 2 | 0.1% | 0.3% | 0.8% |
| 10～19歳 | 147 | 140 | 5 | 7.3% | 5.1% | 2.0% |
| 20～29歳 | 302 | 227 | 1 | 15.1% | 8.3% | 0.4% |
| 30～39歳 | 298 | 262 | 2 | 14.9% | 9.5% | 0.8% |
| 40～49歳 | 399 | 266 | 3 | 19.9% | 9.7% | 1.2% |
| 50～59歳 | 147 | 291 | 0 | 7.3% | 10.6% | 0.0% |
| 60歳以上 | 126 | 739 | 2 | 6.3% | 26.9% | 0.8% |
| 不明 | 579 | 817 | 232 | 28.9% | 29.7% | 93.9% |
| 計 | 2,001 | 2,749 | 247 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

相談対象者の年齢(男)



相談対象者の年齢(女)



相談内容

| 相談内容 | | H29延べ | | (参考)H28延べ | |
|------------------------|----------------|-------|--------|-----------|--------|
| | | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) |
| 行動上の問題に関する事 | 高次脳機能障害 | 11 | 0.2% | 27 | 0.6% |
| | 若年認知症 | 4 | 0.1% | 12 | 0.3% |
| | ひきこもり | 271 | 5.4% | 410 | 9.5% |
| | 不登校 | 65 | 1.3% | 68 | 1.6% |
| | 家庭内暴力 | 23 | 0.5% | 28 | 0.6% |
| | 依存 | 165 | 3.3% | 187 | 4.3% |
| | 問題行動 | 109 | 2.2% | 190 | 4.4% |
| 対人関係及び心理的な悩みに 関すること | 家庭内のこと | 315 | 6.3% | 233 | 5.4% |
| | 友人・近隣・恋人 | 59 | 1.2% | 41 | 0.9% |
| | 職場内のこと | 83 | 1.7% | 70 | 1.6% |
| | 心理的な相談・自分の性格 | 688 | 13.8% | 196 | 4.5% |
| | 話したい(頻回利用) | 1,496 | 29.9% | 1,634 | 37.7% |
| 他機関・福祉制度に関する事 | 医療機関・関係機関に関する事 | 482 | 9.6% | 539 | 12.4% |
| | 経済的なこと | 58 | 1.2% | 46 | 1.1% |
| | 就労 | 91 | 1.8% | 85 | 2.0% |
| | 日常生活 | 308 | 6.2% | 195 | 4.5% |
| | その他の法・制度 | 57 | 1.1% | 44 | 1.0% |
| 教育に関する事 | 学校 | 20 | 0.4% | 19 | 0.4% |
| | 子育て・養育 | 63 | 1.3% | 33 | 0.8% |
| 当センターに関する事 | 当センターに関する事 | 206 | 4.1% | 151 | 3.5% |
| その他 | その他 | 423 | 8.5% | 125 | 2.9% |
| 計 | | 4,997 | 100.0% | 4,333 | 100.0% |

(2) メール相談

1) 相談日 メールは24時間受信し、2週間以内に返信を行っている。

2) 従事者 精神科医師、心理士、保健師

3) 事業の実績 相談件数は延べ179件であった。

相談の内容

対人関係及び心理的な悩みに関する「家庭内のこと」が35.2%と最も多く、次いで「心理的な相談・自分の性格」22.3%、「医療機関・関係機関に関すること」16.8%の順となっている。

今年度は、「家庭内こと」の相談が昨年度に比べ急増している。

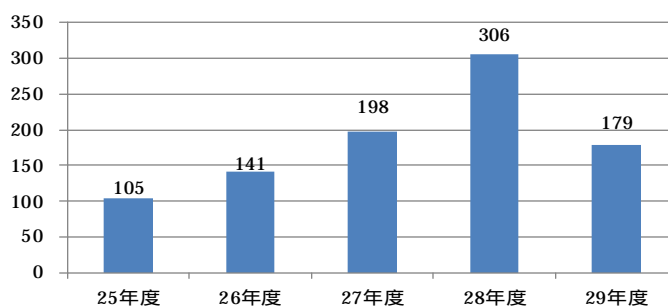
受付時間帯

最も受信件数が多い時間帯は22時01分～8時59分で全体の37.4%、次いで17時01分～22時00分の28.5%の順となっており、電話相談等の相談窓口開設時間外（17時01分～8時59分）の受付が全体の3分の2を占めている。

メール相談件数の推移(延べ)

| | |
|------|-----|
| 25年度 | 105 |
| 26年度 | 141 |
| 27年度 | 198 |
| 28年度 | 306 |
| 29年度 | 179 |

メール相談件数の推移(延べ)

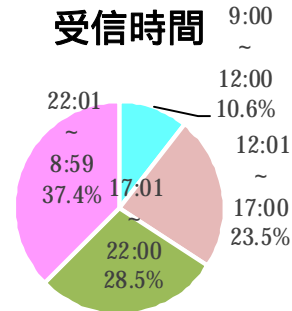


相談内容

| 内 容 | H29延べ | | (参考) H28延べ | | |
|-------------------|----------------|--------|------------|--------|-------|
| | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) | |
| 行動上の問題に関する事 | 高次脳機能障害 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 若年性認知症 | 2 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| | ひきこもり | 4 | 2.2% | 0 | 0.0% |
| | 不登校 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 家庭内暴力 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 依存 | 7 | 3.9% | 0 | 0.0% |
| | 問題行動 | 0 | 0.0% | 3 | 1.0% |
| 対人関係及び心理的な悩みに関する事 | 家庭内のこと | 63 | 35.2% | 18 | 5.9% |
| | 友人・近隣・恋人 | 2 | 1.1% | 1 | 0.3% |
| | 職場内のこと | 8 | 4.5% | 2 | 0.7% |
| | 心理的な相談・自分の性格 | 40 | 22.3% | 252 | 82.4% |
| | 話したい(頻回利用) | 1 | 0.6% | 12 | 3.9% |
| 他機関・福祉制度に関する事 | 医療機関・関係機関に関する事 | 30 | 16.8% | 5 | 1.6% |
| | 経済的なこと | 0 | 0.0% | 1 | 0.3% |
| | 就労 | 2 | 1.1% | 0 | 0.0% |
| | 日常生活 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | その他の法・制度 | 7 | 3.9% | 1 | 0.3% |
| 教育に関する事 | 学校 | 1 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| | 子育て・養育 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 当センターに関する事 | 当センターに関する事 | 12 | 6.7% | 1 | 0.3% |
| その他 | その他 | 0 | 0.0% | 10 | 3.3% |
| 計 | 179 | 100.0% | 306 | 100.0% | |

受信時間

| 時 間 | 延べ件数 | 率(%) |
|---------------|------|--------|
| 9:00 ~ 12:00 | 19 | 10.6% |
| 12:01 ~ 17:00 | 42 | 23.5% |
| 17:01 ~ 22:00 | 51 | 28.5% |
| 22:01 ~ 8:59 | 67 | 37.4% |
| 計 | 179 | 100.0% |



(3) 来所相談

- 1) 事業内容 思春期、依存症、うつ及びひきこもり等専門の相談を行っている。
- 2) 従事者 精神科医師、保健師、看護師、心理士、精神保健福祉士
- 3) 事業の実績

平成29年度の延べ相談件数は133件で、26年度をピークに減少傾向が続いている。専門相談ごとの詳細は、各事業に再掲する。

相談の来所者

実相談件数で見ると、家族のみが67件(68.4%)で最も多く、以下本人のみが15件(15.3%)、本人と家族が9件(9.2%)となっている。相談のために本人が来所した割合は24.5%となっている。

また、相談対象者の年齢で見ると、実件数では30代が30.6%で最も多く、以下20代が21.4%、10代が17.3%となっている。延べ件数では、20代が30.8%で最多となっており、次いで30代が24.8%、10代が18.8%の順となっている。

来所経路

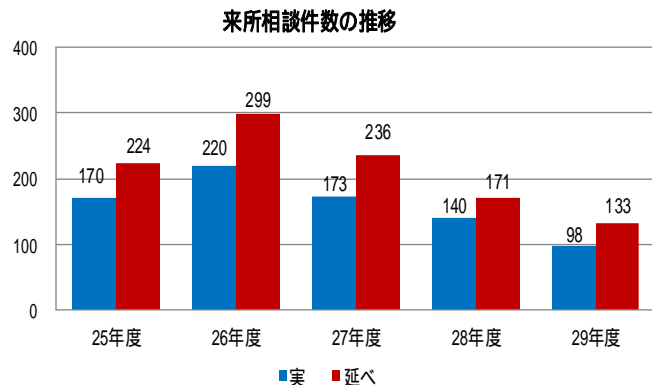
来所相談のきっかけ(=初回相談の経路)は、インターネットが35.7%で最も多く、次いで精神科医療関係が12.2%、その他の相談機関9.2%の順となっている。

相談の内容

延べ相談件数で見ると、行動上の問題に関するものの「ひきこもり」が42件(24.6%)で最も多く、次いで行動上の問題に関するものの「依存」が41件(24.0%)、「心理的な相談・自分の性格」が12件(7.0%)の順となっている。「ひきこもり」と「依存」が上位を占める傾向は前年度と同様である。

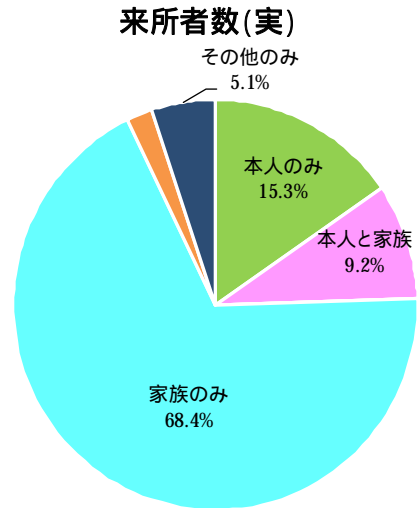
来所相談件数の推移(単位:件)

| 年度 | 実 | 延べ |
|------|-----|-----|
| 25年度 | 170 | 224 |
| 26年度 | 220 | 299 |
| 27年度 | 173 | 236 |
| 28年度 | 140 | 171 |
| 29年度 | 98 | 133 |



来所者数

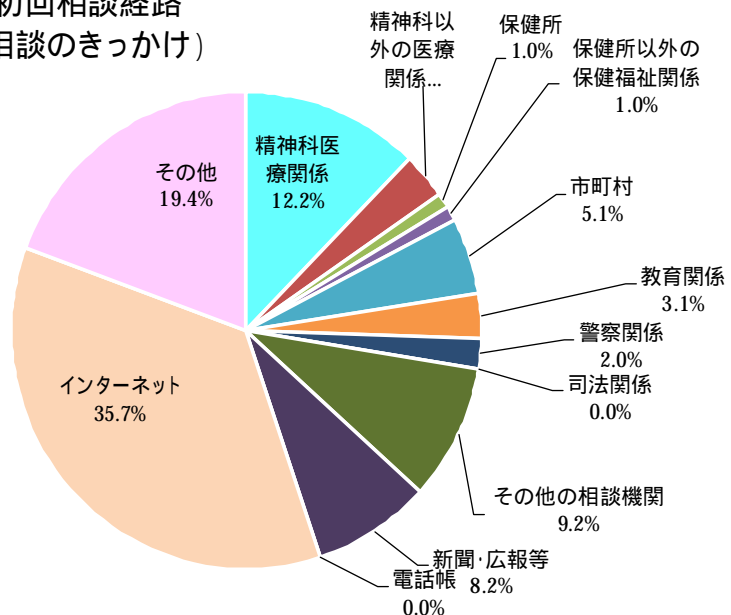
| 来所者 | 実 | | 延べ | |
|-----------|----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 率 (%) | 件数 | 率 (%) |
| 本人のみ | 15 | 15.3% | 28 | 21.1% |
| 本人と家族 | 9 | 9.2% | 14 | 10.5% |
| 本人と家族とその他 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 本人とその他 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 家族のみ | 67 | 68.4% | 84 | 63.2% |
| 家族とその他 | 2 | 2.0% | 2 | 1.5% |
| その他のみ | 5 | 5.1% | 5 | 3.8% |
| 計 | 98 | 100.0% | 133 | 100.0% |



初回相談経路(相談のきっかけ)

| 経路 | 件数 | 率 (%) |
|--------------|----|--------|
| 精神科医療関係 | 12 | 12.2% |
| 精神科以外の医療関係 | 3 | 3.1% |
| 保健所 | 1 | 1.0% |
| 保健所以外の保健福祉関係 | 1 | 1.0% |
| 市町村 | 5 | 5.1% |
| 教育関係 | 3 | 3.1% |
| 警察関係 | 2 | 2.0% |
| 司法関係 | 0 | 0.0% |
| その他の相談機関 | 9 | 9.2% |
| 新聞・広報等 | 8 | 8.2% |
| 電話帳 | 0 | 0.0% |
| インターネット | 35 | 35.7% |
| メール相談 | 0 | 0.0% |
| その他 | 19 | 19.4% |
| 計 | 98 | 100.0% |

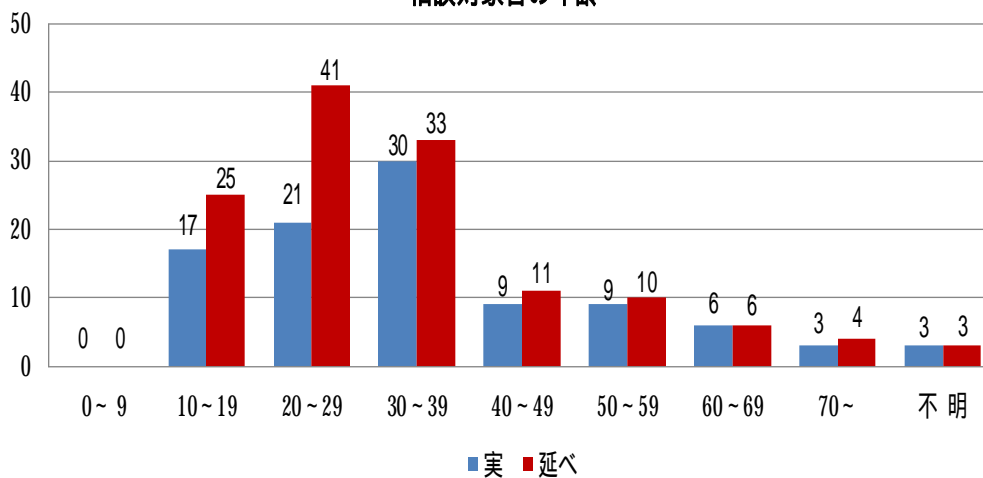
初回相談経路 (相談のきっかけ)



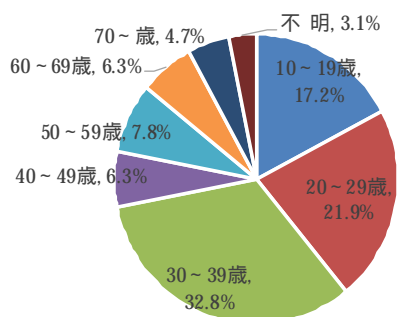
相談対象者の年齢

| | 年齢区分 | 男性 | | 女性 | | 計 | |
|----|-------|----|--------|----|--------|-----|--------|
| | | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) |
| 実 | 0～9 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 10～19 | 11 | 17.2% | 6 | 17.6% | 17 | 17.3% |
| | 20～29 | 14 | 21.9% | 7 | 20.6% | 21 | 21.4% |
| | 30～39 | 21 | 32.8% | 9 | 26.5% | 30 | 30.6% |
| | 40～49 | 4 | 6.3% | 5 | 14.7% | 9 | 9.2% |
| | 50～59 | 5 | 7.8% | 4 | 11.8% | 9 | 9.2% |
| | 60～69 | 4 | 6.3% | 2 | 5.9% | 6 | 6.1% |
| | 70～ | 3 | 4.7% | 0 | 0.0% | 3 | 3.1% |
| | 不明 | 2 | 3.1% | 1 | 2.9% | 3 | 3.1% |
| | 小計 | 64 | 100.0% | 34 | 100.0% | 98 | 100.0% |
| 延べ | 0～9 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 10～19 | 14 | 16.7% | 11 | 22.4% | 25 | 18.8% |
| | 20～29 | 28 | 33.3% | 13 | 26.5% | 41 | 30.8% |
| | 30～39 | 22 | 26.2% | 11 | 22.4% | 33 | 24.8% |
| | 40～49 | 5 | 6.0% | 6 | 12.2% | 11 | 8.3% |
| | 50～59 | 5 | 6.0% | 5 | 10.2% | 10 | 7.5% |
| | 60～69 | 4 | 4.8% | 2 | 4.1% | 6 | 4.5% |
| | 70～ | 4 | 4.8% | 0 | 0.0% | 4 | 3.0% |
| | 不明 | 2 | 2.4% | 1 | 2.0% | 3 | 2.3% |
| | 小計 | 84 | 100.0% | 49 | 100.0% | 133 | 100.0% |

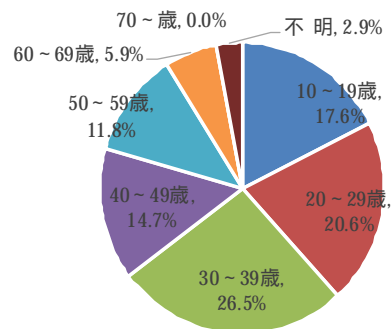
相談対象者の年齢



相談対象者の年齢(男・実)



相談対象者の年齢(女・実)



相談内容

| 相談内容 | | H29 | | | | (参考)H28 | | | |
|--------------------|-----------------|-----|--------|-----|--------|---------|--------|-----|--------|
| | | 実 | | 延べ | | 実 | | 延べ | |
| | | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) |
| 行動上の問題に関すること | 高次脳機能障害 | 3 | 2.1% | 3 | 2.3% | 4 | 2.9% | 4 | 2.3% |
| | 若年性認知症 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 1.4% | 4 | 2.3% |
| | ひきこもり | 28 | 20.0% | 42 | 31.6% | 43 | 30.7% | 57 | 33.3% |
| | 不登校 | 2 | 1.4% | 3 | 2.3% | 9 | 6.4% | 10 | 5.8% |
| | 家庭内暴力 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 1 | 0.7% | 1 | 0.6% |
| | 依存 | 36 | 25.7% | 41 | 30.8% | 34 | 24.3% | 40 | 23.4% |
| | 問題行動 | 5 | 3.6% | 6 | 4.5% | 11 | 7.9% | 14 | 8.2% |
| 対人関係及び心理的な悩みに関すること | 家庭内のこと | 1 | 0.7% | 4 | 3.0% | 6 | 4.3% | 6 | 3.5% |
| | 友人・近隣・恋人 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 職場内のこと | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 心理的な相談・自分の性格 | 5 | 3.6% | 12 | 9.0% | 8 | 5.7% | 12 | 7.0% |
| | 話したい(頻回利用) | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 他機関・福祉制度に関すること | 医療機関・関係機関に関すること | 1 | 0.7% | 1 | 0.8% | 3 | 2.1% | 3 | 1.8% |
| | 経済的なこと | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| | 就労 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 3 | 2.1% | 3 | 1.8% |
| | 日常生活 | 8 | 5.7% | 11 | 8.3% | 2 | 1.4% | 2 | 1.2% |
| | その他の法・制度 | 1 | 0.7% | 1 | 0.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 教育に関すること | 学校 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 4 | 2.9% | 4 | 2.3% |
| | 子育て・養育 | 1 | 0.7% | 1 | 0.8% | 1 | 0.7% | 1 | 0.6% |
| 当センターに関すること | 当センターに関すること | 1 | 0.7% | 1 | 0.8% | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| その他 | その他 | 6 | 4.3% | 7 | 5.3% | 9 | 6.4% | 10 | 5.8% |
| 計 | | 98 | 100.0% | 133 | 100.0% | 140 | 100.0% | 171 | 100.0% |

診断区分(ICD10)別件数

| 診 断 | 実 | | 延べ | |
|-------------------------|----|--------|-----|--------|
| | 件数 | 率(%) | 件数 | 率(%) |
| F0 症状性を含む器質性精神障害 | 3 | 3.5% | 3 | 2.7% |
| F1 精神作用物質による障害 | 21 | 24.4% | 26 | 23.2% |
| F2 統合失調症・統合失調症型障害 非定型 | 2 | 2.3% | 2 | 1.8% |
| F3 気分障害 | 5 | 5.8% | 6 | 5.4% |
| F4 神経症・ストレス関連障害・身体表現性障害 | 6 | 7.0% | 11 | 9.8% |
| F5 生理的障害・身体的要因に関連した行動障害 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| F6 成人の人格・行動の障害 | 2 | 2.3% | 2 | 1.8% |
| F7 知的障害 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| F8 心理的発達の障害 | 3 | 3.5% | 4 | 3.6% |
| F9 小児期・青年期の障害 | 0 | 0.0% | 1 | 0.9% |
| その他 | 6 | 7.0% | 8 | 7.1% |
| 診断保留・未診断 | 37 | 43.0% | 48 | 42.9% |
| 異常と認めず | 1 | 1.2% | 1 | 0.9% |
| 計 | 86 | 100.0% | 112 | 100.0% |

面接相談のうち、医師診察を行ったもののみ計上

6 アルコール・薬物関連問題事業

(1) 依存症相談

薬物、アルコール、ギャンブル等の依存症問題で困っている当事者及びその家族等が問題の解決を図れるよう、精神科医師による相談を実施している。依存症問題を持つ当事者の回復はもちろんのこと、当事者の依存問題により影響された家族の心身の健康回復も目的とし、適宜、当センター実施の依存症家族教室や依存症からの回復支援塾（本人向け）及び地域の社会資源に結びつけている。

- 1) 開 催：精神科医による相談日を月2回設けて相談を実施
- 2) 従事者：精神科医師、保健師、看護師、心理士
- 3) 事業の実績

相談件数 (単位：件)

| | 相談件数 | 相談内容内訳 | | | | | | |
|------|------|--------|-----|-----|-------|-------|--------------|-----|
| | | 違法薬物 | 処方薬 | 市販薬 | 有機溶剤等 | アルコール | ギャンブル・借金・買い物 | その他 |
| 25年度 | 37 | 5 | 2 | 0 | 2 | 15 | 6 | 7 |
| 26年度 | 42 | 7 | 3 | 1 | 0 | 21 | 8 | 2 |
| 27年度 | 39 | 3 | 3 | 0 | 0 | 16 | 12 | 5 |
| 28年度 | 28 | 4 | 1 | 0 | 0 | 17 | 6 | 0 |
| 29年度 | 33 | 2 | 1 | 0 | 0 | 7 | 21 | 2 |

(2) 依存症者の家族教室

平成25年3月より家族支援プログラムとして「ぐんま依存症ファミリートレーニング(GIFT)」を実施している。GIFTはCRAFT(コミュニティ強化と家族訓練)を参考に作成したもので、6回1クール、年に2クール実施している。

- 1) 目 標：家族が本人についての考え方や行動の仕方を整理し、実践練習することを通して、家族が苦勞を減らすこと、本人の依存症問題を減らすこと、本人が依存症に向き合うこと、を達成することを目標とする。
- 2) 開 催：毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分 年間12回
- 3) 内 容：家族支援プログラムGIFTの実施と参加者同士の話し合い
- 4) 従事者：精神科医師、保健師、心理士
- 5) 延べ参加者数：79人

【GIFTプログラム】

| 回 | 家族支援プログラムGIFTの学習テーマ |
|-----|---------------------|
| 第1回 | トラブルマップで問題を解決する |
| 第2回 | 暴力への対応と限界設定 |
| 第3回 | ポジティブコミュニケーション |
| 第4回 | 関わり方の整理 |
| 第5回 | 自分の生活を豊かにする |
| 第6回 | 本人に治療を勧める |

(3) 依存症者の家族の集い

平成 2 6 年度から、家族教室での学習を一通り終えた家族及び教室参加中の家族の話し合いの場として、家族の集いを開催している。

- 1) 開 催 : 4 月、7 月、1 0 月、1 月の第 4 水曜日 午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時 3 0 分
年間 4 回実施
- 2) 内 容 : 参加者同士の話し合い
- 3) 従事者 : 保健師、心理士
- 4) 延べ参加者数 : 1 0 人

(4) 依存症当事者支援

平成 2 8 年 1 0 月から、依存症当事者を対象とした「依存症からの回復支援塾」を開始した。本事業は、集団治療回復プログラムを提供するとともに、その普及を図ることを目的としている。

- 1) 目 標 : 参加者が自己肯定感を高め、自分自身に合った社会資源 (専門医療機関や自助グループ等) を利用しながら、その人らしい安定した生活を継続して送ることができるよう、以下を目標とする。

依存症に関する知識を習得し、対処行動等についての具体的スキルを身につける。
ロールモデルとの出会いや参加者同士の話し合いを通して、依存対象をやめ続ける気持ちを持続できる。

広く日常の中で、思考や感情を理解し言語化する力や、他者への相談・支援を求める行動ができる力を伸ばす。

健康的な対人関係を積み重ねることができる。

- 2) 開 催 : 毎月第 1 ・ 3 金曜日の 1 3 時 ~ 1 5 時
- 3) 内 容 : 物質使用障害治療プログラム S M A R P P (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program) 1 6 を 1 0 回 1 クールに一部改編したもの。
- 4) 従事者 : 精神科医師、保健師、看護師、心理士
コ・ファシリテーター 回復者 (藤岡ダルクスタッフ)
スーパーバイザー 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部 松本俊彦部長、近藤あゆみ室長、引土絵未研究員、米澤雅子研究員
- 5) 参加者数 : 実 1 4 人、延 7 9 人

【回復支援塾プログラム】

| 回 | 内 容 | 回 | 内 容 |
|-------|---------------------------|--------|---------------------------------|
| 第 1 回 | 依存症ってどんな病気 ? | 第 6 回 | 回復のために - 信頼、正直さ、仲間 |
| 第 2 回 | 引き金と欲求 | 第 7 回 | 再発を防ぐには |
| 第 3 回 | あなたの引き金と錨 | 第 8 回 | 再発の正当化 |
| 第 4 回 | 回復の道のり 合法ドラッグとしてのアルコール | 第 9 回 | これから先の生活のスケジュールを立ててみよう 休日と回復 |
| 第 5 回 | 回復への行動を増やす道のり | 第 10 回 | 強くなるより賢くなるう |

(5) 依存症回復支援者研修会

地域における依存症支援者の援助技術の向上を図り、本人や家族のニーズに応じた相談体制の充実強化を図ることを目的として実施した。

< 第1回 >

日 時：平成29年12月4日(月)

場 所：群馬産業技術センター多目的ホール

対 象：県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等

参加者：114人

内 容：講義「依存症者及び家族への早期介入を目的に、特性を踏まえた具体的な支援方策及び依存症回復支援機関の役割を理解する。」

.「依存症の理解と支援について」

～アルコール・薬物・ギャンブル依存症の特徴と治療・支援機関の概要～

講師：群馬県こころの健康センター部長・齊藤 良医師

.「依存症者への支援について考える」

～事例を通して「支援の考え方、できること」～

事例説明 こころの健康センター 担当職員

前橋市保健所こころの健康係 ・嶋田 理絵精神保健福祉士

赤城高原ホスピタル・伊藤 暁美精神保健福祉士

藤岡ダルク・山本 大ディレクター

まとめ：こころの健康センター所長 浅見隆康医師

< 第2回 >

日 時：平成29年12月8日(金)

場 所：群馬産業技術センター多目的ホール

対 象：県内で依存症の相談対応等に従事する機会のある保健、医療、福祉、教育、司法、警察などの関連機関の職員等

参加者：99人

内 容：講義「依存症者及び家族の体験談を通して、依存症者への支援や相談に訪れる家族に対する相談支援の具体的方策を理解する。」

.「依存症者及び家族への相談支援について」

～ SMARPP(物質使用障害治療プログラム)の概要と家族への心理教育～

講 師：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

薬物依存研究部診断治療開発研究室長 近藤あゆみ氏

.「当事者・家族からのメッセージ」

当事者：AAメンバー

家 族：一般社団法人ギャンブル依存症問題を考える会群馬支部

(6) その他

県内における依存症関連問題自助グループや関係機関との連絡調整、助言等を随時行っている。

7 高次脳機能障害支援事業

(1) 高次脳機能障害相談

1) 事業の目的

高次脳機能障害は、脳自体が脳血管疾患や事故により直接損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・注意等の知的な脳機能の障害により日常生活に支障をきたす。この障害は外見から見えにくく、家族の負担も大きいため、家庭生活や社会参加に向けた専門相談を実施する。

2) 事業の実績

嘱託精神科医師による来所相談を実施した。

| 相談件数 | (単位：件) | |
|------|--------|----|
| | 実 | 延べ |
| 27年度 | 4 | 4 |
| 28年度 | 5 | 5 |
| 29年度 | 0 | 0 |

(2) 高次脳機能障害者と家族の教室

目的：当事者とその家族に対して、高次脳機能障害や社会資源に関する知識の普及、相談、レクリエーション等を実施することにより、社会復帰の促進を図る。

開催：毎月2回、第1・第3水曜日 午後1時30分～3時30分

内容：ミニ講座、認知リハビリテーション、家族ミーティング、レクリエーション等

従事者：保健師、心理士、外部講師（作業療法士等）

| 開催日 (第1水) | 内容 | 開催日 (第3水) | 内容 |
|---------------|-------------------------|--------------|-------------------------|
| 平成29年 4月5日 | | 4月19日 | |
| 5月3日 | | 5月17日 | 認知リハビリテーション |
| 6月7日 | 作品づくり/家族ミーティング | 6月21日 | 当事者ミーティング/家族ミーティング |
| 7月5日 | 作品づくり/家族ミーティング | 7月19日 | 認知リハビリテーション/家族ミーティング |
| 8月2日 | ミニ講座「社会資源につながることの意味」 | 8月16日 | |
| 9月6日 | 認知リハビリテーション | 9月20日 | |
| 10月4日 | 軽スポーツ(勤労福祉センター) | 10月18日 | ミニ講座「日常生活でできるリハビリテーション」 |
| 11月1日 | 認知リハビリテーション/家族ミーティング | 11月15日 | 全体ミーティング |
| 12月6日 | ミニ講座「NPO法人ノーサイドの活動について」 | 12月20日 | クリスマス会 |
| 平成30年 1月3日 | | 1月17日 | 当事者ミーティング/家族ミーティング |
| 2月7日 | 認知リハビリテーション | 2月21日 | 全体ミーティング |
| 3月7日 | お別れ会 | 3月21日 | |

参加人数 (単位:人)

| | 実 | 延べ |
|-----|----|-----|
| 当事者 | 11 | 121 |
| 家族 | 10 | 96 |
| 計 | 21 | 217 |

当事者の年齢・性別 (単位:人)

| 年齢 | 男 | 女 |
|-------|---|---|
| 20代 | 0 | 0 |
| 30代 | 1 | 1 |
| 40代 | 2 | 2 |
| 50代 | 2 | 0 |
| 60代以上 | 2 | 1 |
| 計 | 7 | 4 |

当事者の原因疾患 (単位:人)

| 原因疾患 | 人数 |
|---------|----|
| 脳出血、脳梗塞 | 1 |
| くも膜下出血 | 2 |
| もやもや病 | 2 |
| 交通事故 | 3 |
| その他 | 3 |
| 計 | 11 |

(3) 高次脳機能障害専門研修

高次脳機能障害の専門的知識の普及と支援の質の向上を図るため研修会を実施した。

| 対象 | 日程 | 会場・内容・講師等 | 参加者数 |
|---|--------------------|--|------|
| 高次脳機能障害支援に関わる医療機関職員、保健・福祉機関職員、就労支援職員、行政職員及び当事者、家族 | H29 12/2 (土) | 会場：県立県民健康科学大学 西棟第21講義室 テーマ：高次脳機能障害者の生活を支える 第1部：講演「生活訓練～高次脳機能障害に特化した支援～」 講師：群馬県立障害者リハビリテーションセンター 高橋 洋輔 生活支援員 深井 靖奈 生活支援員 第2部：講演「社会的行動障害への対応」 講師：前橋赤十字病院 精神神経科 小保方 馨 医師 | 74人 |

事業の見直し

当センターでは、平成14年度から、個別相談、当事者及び家族の教室を開始。平成15年度には、「高次脳機能障害者家族会ぐんま」が設立、平成19年度には法人化され「NPO 法人ノーサイド」となる。平成22年6月には、県が前橋赤十字病院に支援拠点機関を委託。平成29年から、群馬県立障害者リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害者に特化した自立訓練（生活訓練）が開始された。

以上の経過から、平成29年度に事業を見直し、関係機関と調整を行った結果、来所相談及び教室は平成29年度末をもって終了とした。電話相談は一般相談として継続することとし、相談内容により各機関や家族会を案内することとなった。

8 思春期相談

(1) 事業の目的

思春期精神保健に関する知識の普及や相談等総合的な対策をとることにより、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進および適応障害の予防と早期発見等を図る。

(2) 事業実績

1) 来所相談

思春期に対する専門医師による相談と必要に応じた心理検査の実施により、本人特性を踏まえながらアドバイスを行っている。

相談件数の内容は統計上、主なもので分類しているが重層的な内容が多い。

(単位：件)

| | 相談件数 | | 相談内容 | | | | | | | |
|------|------|----|-------|----|-----|----|------|----|-----|----|
| | | | ひきこもり | | 不登校 | | 発達障害 | | その他 | |
| | 実 | 延べ | 実 | 延べ | 実 | 延べ | 実 | 延べ | 実 | 延べ |
| 27年度 | 38 | 67 | 11 | 14 | 7 | 9 | 8 | 16 | 12 | 21 |
| 28年度 | 26 | 33 | 2 | 2 | 9 | 9 | 2 | 2 | 13 | 20 |
| 29年度 | 18 | 29 | 5 | 12 | 2 | 2 | 1 | 1 | 10 | 14 |

2) 児童思春期講演会

児童思春期をテーマに年間1回「こころの県民講座」として開催。詳細については、12ページに記載。

9 自殺対策事業

(1) 事業の目的

地域の状況に応じた自殺対策を総合的かつ効率的に推進する拠点として、平成29年4月1日、こころの健康センター内に「群馬県自殺対策推進センター」を設置した。既存の事業を活かしながら、若年層への支援、ハイリスク者への支援及び地域の特性に応じた対策の支援等の事業を実施した。

(2) 事業の実施

1) 若年層への支援

こころの元気サポーター養成事業の実施

若年層の自殺対策を強化するため、群馬県内の高校・大学生等を対象に、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を用いたこころの元気サポーター養成事業を実施した。

平成29年度実績は14件であった（前年度実績は5件）。

| | 日時 | 対象者 | 参加人数 |
|----|----------------|------------|------|
| 1 | 平成29年 5月10日（水） | 県立女子大学 | 140人 |
| 2 | 平成29年 6月 5日（月） | 群馬大学 | 8人 |
| 3 | 平成29年 6月29日（木） | 県立女子大学 | 21人 |
| 4 | 平成29年 7月18日（火） | 県立高崎女子高校 | 27人 |
| 5 | 平成29年 7月20日（木） | 藤岡中央高校 | 35人 |
| 6 | 平成29年 8月 8日（火） | 県民健康科学大学 | 8人 |
| 7 | 平成29年 9月19日（火） | 桐生市立商業高校 | 34人 |
| 8 | 平成29年11月29日（水） | 太田高等看護学院 | 37人 |
| 9 | 平成29年12月 1日（金） | 県立桐生女子高校 | 29人 |
| 10 | 平成29年12月 8日（金） | 渋川北群馬教育研究会 | 28人 |
| 11 | 平成29年12月14日（木） | 長野原町立東中学校 | 88人 |
| 12 | 平成29年12月26日（火） | 吾妻地区こころネット | 23人 |
| 13 | 平成30年 2月 6日（火） | 高崎健康福祉大学 | 19人 |
| 14 | 平成30年 3月 7日（水） | 中央中等教育学校 | 272人 |

内 容：講義

「本人が変わり、周りを変えるSST」

「言葉を使う、気持ちを伝える」

「こころの元気サポーターはこころの元気を作る手伝いをします」等

講師 こころの健康センター所長 浅見 隆康

：演習（グループワーク）

リーダー 一般社団法人SST普及協会会員2人、こころの健康センター職員

サブリーダー こころの健康センター職員他

教職員向け自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、教諭・養護教諭を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

日時：平成30年1月30日（火）

参加者：24人

メイン講師：福島 喜代子 氏（ルーテル学院大学 総合人間学部教授）

サブ講師：毛塚 和英 氏（桜ヶ丘記念病院）

こころの健康センター職員

若い世代に向けた自殺対策動画の制作

若者に対して県の相談窓口に関する情報を届け、自殺を未然に防ぐために、若い世代に向けた自殺対策動画（2本）を制作した。

公開日：平成30年2月1日（木）

公開方法：群馬県公式 YouTube チャンネル「ぐんまちゃんTV」（県政トピックス）において公開（URL：<http://www.i-gunma.tv/contents/kensei.html>）

教職員のための自殺予防研修

若年層の自殺が横ばい傾向のため、教職員（北毛地区）を対象に研修会を実施した。

日時：平成30年2月17日（土）午後1時30分～3時30分

場所：東吾妻町中央公民館相談室

参加者：10人

内容：若者の「死にたい」にどう対応するか～味方になりきるコミュニケーション～

NPO 法人日本ゲートキーパー協会 理事長 大小原 利信 氏

2) ハイリスク者への支援

西毛地域自殺未遂者支援ネットワーク研修会の開催

地域毎の自殺未遂者支援に関わるネットワーク構築のため、救急告示医療機関の職員や行政職員等を対象とする研修会を実施した。

日時：平成30年3月13日（火）午後6時00分～8時00分

場所：高崎市総合保健センター 2階 第1会議室

参加者：47人

内容：「群馬県の自殺の現状」

群馬県自殺対策推進センター職員

：「高崎総合医療センターの自殺未遂者支援の取組と事例報告」

高崎総合医療センター 精神科部長 井田 逸朗 氏

ソーシャルワーク室長 篠原 純史 氏

主任医療社会事業専門員 掛川 遙子 氏

自殺企図者相談支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、警察、県及び中核市（前橋市、高崎市）が連携して、未遂者や家族に対する相談支援を行った。

平成29年度は、警察からの情報提供16件であった。（ほかに中核市への情報提供3件）

自殺未遂者こころの支援事業

自殺未遂者の再企図を防ぐため、救急指定病院と連携して帰宅後の未遂者や家族の支援を行った。

平成29年度は、病院からの情報提供0件であった。

かかりつけ医うつ病対応力向上研修会の開催

うつ病の早期発見・早期治療による自殺対策の推進を図るため、県内のかかりつけ医や産業医を対象に、うつ病の基礎知識、診断・治療等に関する研修会を開催した。

日時：平成29年10月15日（日）午後1時00分～5時30分

場所：群馬会館ホール

参加者：65人

内 容：「うつ病の基礎知識」

群馬大学大学院医学系研究科神経精神医学 教授 福田 正人 氏（医師）

「うつ病の治療の実際とケア」

柴田メンタルクリニック 院長 柴田 信義 氏（医師）

「企業における精神疾患の問題とその対応」

群馬産業保健総合支援センター 早川 洋子 氏（保健師）

「産業保健におけるかかりつけ医、精神科医との連携」

群馬大学 名誉教授 椎原 康史 氏（医師）

かかりつけ医うつ病対応力ステップアップ研修会の開催

産業医が更なるメンタルヘルス対策向上に資することができるよう「相談援助の具体的な面接技法」について演習を含めた実践的な研修会を開催した。

日 時：平成29年12月10日（日）午後1時00分～5時40分

場 所：群馬県庁 29階294会議室

参加者：20人

内 容：講義「ストレスの少ない職場づくり」

代々木病院 精神科科长 天笠 崇 氏

講義「SSTを職場のメンタルヘルス対策に活かす」

北里大学医学部 精神科准教授 高橋 恵 氏

演習「相談援助の仕方」

代々木病院 精神科科长 天笠 崇 氏

北里大学医学部 精神科准教授 高橋 恵 氏

アルコール問題対応力向上研修会の開催

アルコール依存症者の自殺率は高いという現実を踏まえ、治療に結びついていない問題飲酒者の早期発見・早期介入のために何をすべきか、診療・健康指導の場面で生かせるアルコール問題への対応方法についての研修会を開催した。

日 時：平成30年2月25日（日）午後2時～5時

場 所：群馬県庁 29階291会議室

参加者：77人

内 容：講義「減酒外来（AHRP）の取り組み」

～ハームリダクションの観点から～

講師：久里浜医療センター 湯本 洋介 氏

アルコール当事者の体験談（AAの紹介含む）

講師：AA（アルコホーリクス・アノニマス）メンバー3人

3）地域の特性に応じた対策の支援

保健福祉事務所が開催する地域自殺対策連絡会議や市町村自殺対策担当者ワーキングを通じて、市町村自殺対策計画の策定に関する情報提供・助言など地域の特性に応じた対策の支援を行った。

地域自殺対策連絡会議

対象：各保健福祉事務所管内の自殺対策に係る行政や関係機関、団体の代表

内容：「これからの自殺対策 ～地域レベルの実践的な取組へ～」

「群馬県及び各地域の自殺の現状」

回数：10保健福祉事務所延べ11回

市町村自殺対策担当者ワーキング

対象：各保健福祉事務所管内の市町村自殺対策担当者

内容：「市町村自殺対策計画策定の手引き」の解説

「地域自殺実態プロファイル」、「地域自殺対策政策パッケージ」の解説

県および市町村間の情報交換

回数：10保健福祉事務所で延べ18回

4) 相談体制の充実

こころの健康相談統一ダイヤル おこなおう まもろうよ こころ
0 5 7 0 - 0 6 4 - 5 5 6

全国共通の電話番号による自殺予防のための電話相談を、相談員3人体制で行った。

相談時間は平日の午前9時～午後10時（ただし、祝日及び年末年始を除く）で、平成29年度の相談件数は延べ1,089件である。

精神保健福祉相談（詳細については13ページに記載）

面接、電話及びメールによる精神保健福祉相談を実施した。

面接相談：133件（うち自殺関連12件）

電話相談：4,997件（うち自殺関連479件）

メール相談：179件（うち自殺関連22件）

「多重債務者相談会」の実施

消費生活課と共催で年間10回開催し、こころの健康相談は15件実施した。

自死遺族相談の実施

精神保健福祉相談の一環として、身近な人を自死で亡くされた方を対象に自死遺族相談を実施した。

相談日：毎月第1火曜日（予約制）

従事者：精神科医師、保健師

相談件数：7件（上記面接相談の内数）

自死遺族交流会の開催

自死により家族を亡くした遺族のための交流会を実施した。（上記を受けた者のうち希望者）

開催日：毎月第2金曜日

従事者：精神科医師、保健師

参加者：延14人（年間12回設定、うち10回に参加者あり）

5) 人材育成

群馬県版ゲートキーパー手帳を活用した研修会の実施

・保健福祉事務所と共催で研修会を開催した。

開催回数：2回

参加者数：50人

（参考）

・保健福祉事務所及び中核市（前橋市・高崎市）開催

開催回数：30回（上記2回を含む）

参加者数：1,030人（上記2回を含む）

自殺危機初期介入スキルワークショップ

自殺危機初期介入スキル研究会の協力を得て、相談業務に従事する保健福祉関係職員、教諭・養護教諭を対象に、ロールプレイを用いた参加型の実践的なワークショップを実施した。

開催回数：3回

参加者数：70人（1回目24人・2回目23人・3回目23人）

自殺対策担当者研修会

市町村や保健福祉事務所など地域レベルにおける実践的な自殺対策を推進するため、自殺対策に先進的に取り組んでおり、かつ、国がモデルとしている東京都足立区職員を講師に招いて、研修会を実施した。

日時：平成30年1月19日（金）午後1時30分～4時00分

場所：群馬県社会福祉総合センター 7階 大ホール

参加者：130人

内容：行政説明 県障害政策課精神保健室職員

「足立区の取組～自殺の実態と生きる支援の取組、SOSの出し方教育～」

足立区こころとからだの健康づくり課 松山 和代 氏

自殺予防講演会の開催

自殺対策の推進及び充実を図るため、先進的な自殺予防対策に取り組んでいる講師による講演会を、群馬県自殺予防月間（9月）に開催した。

日 時：平成29年9月24日（日）午後2時00分～4時00分

場 所：群馬会館ホール

参加者：107人

演 題：「なぜ、自死の少ない町には立ち話をする人が多いのか」

みどりの杜クリニック 院長 森川 すいめい 氏

6) 広報啓発

自殺予防啓発リーフレット等の作成及び配布

群馬県自殺予防月間（9月）や自殺対策強化月間（3月）等における啓発活動に使用するために、下記の啓発物品を作成し、各種事業で活用した。

また、県内市町村等の要望に応じて配布し、活用を依頼した。

・自殺予防啓発リーフレット「ひとりの命大切なのち」 17,000部作成

・自殺予防啓発ポケットティッシュ 76,000個作成

自殺予防啓発事業の実施

（ア）群馬県自殺予防月間（9月）

・県庁での啓発活動

県庁内で自殺予防啓発等に係るパネル展示や啓発物品の提供を行った。

期 間：平成29年8月18日（金）～9月19日（火）

場 所：群馬県庁2階県民センター情報発信コーナー

（イ）自殺対策強化月間（3月）

・ぐんま広報による啓発活動

ぐんま広報（3月号）に、自殺対策に関する特集「大切な命を守るためにできること」を掲載した。

発行日：平成30年3月4日（日）

（ウ）その他

街頭での自殺予防啓発活動のほか、新聞・テレビ・FMラジオで自殺対策推進センター及びこころの健康センター統一ダイヤルの周知を行った。

10 若年認知症家族支援事業

(1) 事業の目的

若年認知症は働き盛りで発症するため、当事者や家族の負担は大きく、収入の途絶、家事や子育て等の問題も生じる。また、当事者が若く体力や活動量も大きいことから、介護保険による高齢者向けの支援は、施設や当事者にとってなじみず、家族は孤立しがちとなっている。

当事業は、専門医による相談や家族教室により早期に支援に結びつけることで、家族の孤立等を防止し、生活の質の向上を図ることを目的とした。

(2) 事業の実績

1) 嘱託精神科医師による来所相談実績(隔月1回第4火曜日)

| | 相談件数 |
|------|------|
| 27年度 | 2件 |
| 28年度 | 1件 |
| 29年度 | 0件 |

2) 家族教室

従事者：保健師2人 嘱託1人

内容：学習会、家族・当事者交流会、個別相談

開催状況：年9回 参加人数延べ183人

| 月日 | 内容・講師 | 参加人数 |
|----------|--|------|
| H29.5.15 | 講話「若年認知症の最新情報とコーディネーターのこと」 講師：南魚沼市病院事業管理者 宮永和夫氏 | 34人 |
| 6.19 | グループミーティング 「家族が元気になるために 今、気になること」 | 18人 |
| 7.24 | 学習会「誰もが地域の中で支え合い暮らして生きていく為に」 講師：NPO 法人じゃんけんぼん介護支援専門員 青木武紀氏 | 14人 |
| 10.16 | 私の介護体験 発表：若年認知症ぐんま家族会会員 | 22人 |
| 11.20 | グループミーティング「こんなとき、どうする」 | 16人 |
| 12.18 | 学習会「家族が知っておきたい制度と相談のコツ」 講師：認知症予防&サポート研究所代表理事 河村俊一氏 | 19人 |
| H30.1.15 | グループミーティング「今、気になること」 | 18人 |
| 2.19 | 学習会「若年性認知症支援コーディネーターの取り組み」 講師：若年性認知症支援コーディネーター 平方仁美氏 | 21人 |
| 3.12 | 学習会「若年性認知症支援コーディネーターの活動状況」 講師：認知症の人と家族の会埼玉県支部 埼玉県若年性認知症支援コーディネーター 松本由美子氏 | 21人 |

グループミーティングでは、若年認知症家族会相談員等に助言を依頼

事業の見直し

平成18年度から若年認知症事業を開始、同年に若年認知症ぐんま家族会が当センターの支援により設立された。以後、家族会事務局を当センター内に置き、家族教室、交流会、研修会等を互いに協力しながら実施してきた。

県は、平成22年9月から認知症疾患医療センターを専門医療機関に設置、現在12カ所を指定している。また、平成29年6月には、若年性認知症支援コーディネーターを認知症疾患医療センターでもある上毛病院内に設置した。

そこで、平成29年度に事業を見直し、医師による来所相談及び家族教室は終了、家族会事務局も家族会が独自に運営することとなった。

平成30年度からは、電話相談は一般相談として継続し、相談内容によって各機関や相談窓口、家族会などを紹介していく。

1 1 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳交付申請のうち、診断書を添付して申請があったものについては月2回診断書を審査し、年金証書を添付して申請があったものについては、障害の種別・等級を年金事務所等に照会し、適当と認められるものについて手帳を交付した。

(単位：件)

| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|----------------------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請 | | 4,240 | 4,393 | 4,997 | 5,498 | 6,208 |
| 承認 | | 4,220 | 4,376 | 4,973 | 5,454 | 6,164 |
| 承認内訳 | 1級 | 1,843 | 1,716 | 2,009 | 2,097 | 2,296 |
| | 2級 | 1,817 | 1,940 | 2,303 | 2,527 | 2,968 |
| | 3級 | 560 | 720 | 661 | 830 | 900 |
| 不承認 | | 20 | 17 | 24 | 44 | 44 |
| 年度末時点の手帳保有者数 (診断書+年金証書) | | 8,724 | 9,444 | 10,037 | 10,927 | 12,073 |

1 2 自立支援医療費(精神通院医療)

自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請について、月2回、申請書等を審査し、適当と認められるものについて、自立支援医療受給者証(精神通院)を交付した。

(単位：件)

| | | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請 | | 22,371 | 22,194 | 24,001 | 24,022 | 27,409 |
| 認定 | | 22,369 | 22,193 | 23,998 | 24,015 | 27,400 |
| 内訳 | 新規 | 3,265 | 3,399 | 3,426 | 3,585 | 3,840 |
| | 継続 | 16,386 | 16,300 | 17,688 | 17,529 | 19,362 |
| | 変更 | 2,718 | 2,494 | 2,884 | 2,901 | 4,198 |
| 不認定 | | 2 | 1 | 3 | 7 | 9 |
| 年度末時点の認定者数 | | 18,570 | 19,444 | 20,401 | 21,503 | 22,703 |

13 精神医療審査会

精神医療審査会では、精神科病院に入院中の者の人権擁護と適正な医療の確保のために、措置入院者及び医療保護入院者の定期病状報告並びに医療保護入院者の入院届の審査と、入院患者等からの退院・処遇改善の請求に関して審査を行っている。

(1) 審査会委員数及び開催状況

精神医療審査会は、4つの合議体で審査し、各合議体の構成は次のとおりとなっている。
合議体は、原則毎月第1水曜日・第3水曜日の月2回、当センター内において開催された。

(単位:人)

| | 委員数 | 法律家委員 | 学識経験委員 | 医療委員 |
|-------|-----|-------|--------|------|
| 第1合議体 | 5 | 1 | 2 | 2 |
| 第2合議体 | 5 | 1 | 1 | 3 |
| 第3合議体 | 5 | 1 | 1 | 3 |
| 第4合議体 | 5 | 1 | 1 | 3 |
| 合計 | 20 | 4 | 5 | 11 |
| 予備委員 | | | 2 | 6 |

| | |
|--------|----|
| 審査会回数 | 24 |
| 全体会議回数 | 1 |

(2) 定期の報告等に係る審査状況

審査件数は、措置入院者の定期病状報告が17件、医療保護入院者の定期病状報告が1,560件、医療保護入院者の入院届が2,813件であった。審査結果は、全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。

(単位:件)

| 年度 | 届出書類種別 | 措置入院者の定期病状報告書 | 医療保護入院者の定期病状報告書 | 医療保護入院者の入院届 | 合計 |
|--------|--------|---------------|-----------------|-------------|-------|
| 平成26年度 | 審査件数 | 9 | 1,739 | 2,164 | 3,912 |
| | 返戻件数 | 1 | 224 | 365 | 590 |
| 平成27年度 | 審査件数 | 17 | 1,571 | 2,447 | 4,035 |
| | 返戻件数 | 6 | 177 | 331 | 514 |
| 平成28年度 | 審査件数 | 22 | 1,547 | 2,526 | 4,095 |
| | 返戻件数 | 2 | 160 | 297 | 459 |
| 平成29年度 | 審査件数 | 17 | 1,560 | 2,813 | 4,390 |
| | 返戻件数 | 1 | 137 | 332 | 470 |

注:上記表の審査結果は、全て「現在の入院形態が適当」。意見聴取はなし。(返戻後の再審査を含む。)

(3) 退院・処遇改善命令請求に係る審査状況

請求件数は、退院請求が37件、処遇改善請求が3件、計40件であった。そのうち、請求の取下げや患者の退院により審査が行われなかったものを除いて、退院請求22件(処遇改善請求は2件)、計24件の審査が行われた。

審査結果は、入院継続が21件、処遇適当は2件、他の入院形態への移行が適当が1件、退院が適当と改善必要が0件であった。

(単位:件)

| 年 度 | 内 容 | 請求件数 | 取下件数 | 退院済 | 審査結果 | | | | |
|--------|--------|------|------|-----|------|------|------|--------|------|
| | | | | | 退院請求 | | | 処遇改善請求 | |
| | | | | | 入院適当 | 形態移行 | 退院適当 | 処遇適当 | 改善必要 |
| 平成26年度 | 退院請求 | 48 | 3 | 4 | 38 | 3 | 0 | - | - |
| | 処遇改善請求 | 5 | 3 | 0 | - | - | - | 2 | 0 |
| 平成27年度 | 退院請求 | 68 | 19 | 3 | 45 | 1 | 0 | - | - |
| | 処遇改善請求 | 5 | 2 | 0 | - | - | - | 3 | 0 |
| 平成28年度 | 退院請求 | 50 | 21 | 0 | 27 | 2 | 0 | - | - |
| | 処遇改善請求 | 3 | 1 | 0 | - | - | - | 2 | 0 |
| 平成29年度 | 退院請求 | 37 | 10 | 2 | 21 | 1 | 0 | - | - |
| | 処遇改善請求 | 3 | 1 | 0 | - | - | - | 2 | 0 |

注:退院請求及び処遇改善請求を同時に行った場合は、それぞれでカウントする。平成29年度退院請求件数のうち3件は平成30年度へ繰越。

14 退院請求等の受付

専用電話(【退院請求専用電話】)により精神科病院の入院患者やその保護者から、退院や処遇改善等の受付を行った。

(1) 相談の内容

(単位:件)

| 年 度 | 合 計 A+B+C | 退 院 請 求 (A) | | | | | 処 遇 改 善 (B) | |
|--------|--------------|---------------|--------|------|--------|------|---------------|------------|
| | | 措置入院 | 医療保護入院 | 任意入院 | 緊急措置入院 | 形態不明 | 他の入院形態への変更 | 病棟移動及び隔離解除 |
| 平成26年度 | 152 | 14 | 76 | 8 | 0 | 11 | 3 | 3 |
| 平成27年度 | 182 | 25 | 104 | 16 | 0 | 12 | 0 | 0 |
| 平成28年度 | 154 | 23 | 64 | 10 | 1 | 8 | 2 | 5 |
| 平成29年度 | 164 | 18 | 75 | 13 | 0 | 32 | 2 | 4 |

| 年 度 | その他（主な訴えの内容）（C） | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|---------------|------------|-----------|-------------|------------|------------|--------|-----------|-----|
| | 入院理由が納得できない | 病院職員の接遇態度への不満 | 病院設備に対する不満 | 主治医の変更希望等 | 治療内容に納得できない | 入院が長期化している | 家のことが心配である | 入院費の不満 | 審査会の問い合わせ | その他 |
| 平成26年度 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 27 |
| 平成27年度 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 19 |
| 平成28年度 | 4 | 6 | 3 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 | 17 |
| 平成29年度 | 1 | 4 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |

（2）相談者の入院形態

（単位：件）

| 年 度 | 合 計 | 措置入院 | 医療保護入院 | 任意入院 | 緊急措置入院 | 形態不明 |
|--------|-----|------|--------|------|--------|------|
| 平成26年度 | 152 | 21 | 93 | 12 | 0 | 26 |
| 平成27年度 | 182 | 29 | 114 | 20 | 0 | 19 |
| 平成28年度 | 154 | 29 | 86 | 13 | 1 | 25 |
| 平成29年度 | 164 | 20 | 89 | 17 | 0 | 38 |

15 関係機関との連携及び組織の育成

(1) 組織の育成

1) 群馬県精神障害者家族会連合会（通称 群馬つつじ会）への支援

群馬県精神障害者家族会連合会は、県内の各家族会の連合会として昭和62年6月に発足し、群馬県内の精神障害者の社会復帰、医療、福祉及び社会的理解の向上を図るため、地区家族会活動との連携、家族同士の支え合い、障害特性・制度等の学習を通じて、会員への啓発と交流を推進している。

支援内容

役員会、理事会において、家族会運営や事業企画等への助言を行った。

県内家族会

16家族会 会員数374人

平成30年3月31日現在

| 会の名称 | 事務局所在地 | 設立年月 |
|---------|-----------------------------|---------|
| あゆみ会 | 伊勢崎市上田町253 | 昭 41. 4 |
| やよい会 | 伊勢崎市境女塚2883-12 やよい作業所 | 昭 48. 4 |
| ひとつばな会 | 甘楽郡南牧村大字大日向1098 南牧村保健福祉課 | 昭 53.11 |
| のびる会 | 伊勢崎市国定町2-2374 県立精神医療センター | 昭 61. 5 |
| ひまわりの会 | 太田市長手町26 麦の家 | 昭 61. 5 |
| ポプラの会 | 高崎市石原町3267-7 | 昭 63. 4 |
| たけのこ会 | 館林市苗木町2452-1 館林市総合福祉センター2階 | 平 2. 3 |
| プラムの会 | 安中市安中3-19-27 プラム作業所 | 平 2. 5 |
| いずみ会 | 渋川市金井1841-1 あすなる作業所 | 平 4. 4 |
| よつば会 | 伊勢崎市下植木町499 伊勢崎保健福祉事務所 | 平 6. 7 |
| わたらせ虹の会 | 桐生市元宿町9-38 虹の作業所 | 平 7.12 |
| あざみ会 | 前橋市日輪寺町176-1 地域活動支援センターピアーズ | 平 8. 4 |
| あおぞら会 | 沼田市東原新町1801-40 工房あおぞら | 平 8. 5 |
| もみじ会 | 富岡市富岡1528-1 プレパレ作業所 | 平 10.10 |
| しらかば会 | 中之条町五反田3891 しらかば作業所 | 平 11. 3 |
| みさと会 | 高崎市箕郷町矢原1059-55 わくわくミサト作業所 | 平 16. 6 |

2) 若年認知症ぐんま家族会への支援

若年認知症ぐんま家族会は、平成18年6月28日に発足し、群馬県内の若年認知症患者家族同士の交流により、患者本人と家族の安息並びに心豊かな生活づくりを目指して、専門治療や福祉介護等の充実を図るための活動を行っている。

支援内容

総会、役員会、家族会交流会において、家族会運営や事業企画等への助言を行った。

会員数

26人(平成30年3月31日現在)

3) 群馬県精神保健福祉ボランティア連絡協議会への支援

群馬県精神保健福祉ボランティア連絡協議会は、県内のボランティアグループの連合組織として平成17年4月に発足した。精神保健福祉の向上に寄与するため、各地域での精神保健福祉活動に対し、関係機関との連携を図りながらボランティア活動を展開している。

平成20年度以降は、障害者自立支援法(現「障害者総合支援法」)でボランティア養成が市町村の業務として位置づけられていることと、連絡協議会の活動も定着化してきたことから、当センターの直接的支援は終了し、講師派遣や研修会での支援を行っている。

4) 群馬県精神保健福祉協会との連携

群馬県精神保健福祉協会は、群馬大学を中心として設立準備が進められ、関係団体の意見交換を経て、平成14年3月26日に設立された。県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的に、県民と地域社会の「こころの健康づくり」の推進をめざし、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、精神障害者への理解を深めるための活動及び精神障害者の社会参加の推進などの活動を行っている。こころの健康センターでは、各種事業の運営等支援を行っている。

(2) 精神保健福祉業務連絡会議

保健福祉事務所、児童相談所、発達障害者支援センター、中核市等と精神保健福祉業務、特に児童思春期関連業務の情報を共有し相互理解を深め課題や問題等を検討し、事業の充実及び円滑な業務の推進を図るために実施した。

【出席者】 保健福祉事務所 精神保健福祉業務関係職員

児童相談所 関係職員

発達障害者支援センター 関係職員

障害政策課 精神保健室関係職員

前橋市保健所 精神保健福祉担当職員

高崎市 障害福祉課職員

【開催内容】 会場：当センター会議室

| | 開催日 | 主な議題 |
|-----|-----------------|--|
| 第1回 | 平成29年 7月25日 | (1)依存症家族・当事者支援について (2)自殺対策推進支援センターの事業について (3)ひきこもり支援センターの事業について |
| 第2回 | 平成29年 11月30日 | (1)伝達講習：「平成29年度精神保健に関する技術研修」 (自殺対策総合対策推進センター 第2回自殺対策・相談支援研修) (2)精神保健福祉業務ガイドブックの見直しについて |
| 第3回 | 平成30年 2月27日 | (1)依存症対策連携体制の推進について (2)ミニ講話「所長からメッセージ 退職にあたって」 (3)来年度事業等について |

16 こころの緊急支援事業

(1) 事業の目的

群馬県こころの緊急支援事業(「CRP(クライス・レスポンス・プロジェクト)」)は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の児童・生徒又は教職員等の自殺事案が発生した概ね1週間程度経過後、こころのケアを必要とする対象者がいる学校からの要請により群馬県こころの緊急支援チームを派遣し、実際にこころに大きな衝撃を受けた児童・生徒及び教職員のこころのケアを行うことでストレス障害の予防や軽減を図るとともに二次的な自殺を防止することを目的としている。

(2) 事業の実績

平成29年度は派遣実績なし

17 ひきこもり支援センター事業

(1) 事業の目的

平成26年6月にこころの健康センター内にひきこもり支援センターを設置し、「ひきこもり相談専用ダイヤル」を開設した。ひきこもりに特化した第一次相談窓口を設け相談窓口を明確化し適切な機関へつなげることにより、相談者の掘り起こしや、初期的な状況での支援によって、長期化や深刻な状態となる重度化の減少を目的としている。

主に、相談支援、関係機関との連携、人材育成、情報発信について事業を行っている。

(2) センターの概要

名称：ひきこもり支援センター

開設：平成26年6月1日

場所：群馬県こころの健康センター内

時間：電話相談は月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始は除く）

来所相談は予約制

体制：ひきこもり支援コーディネーター（専任・嘱託）1人

保健師（兼務・正規）

(3) 事業実績

1) 相談支援

専任のひきこもり支援コーディネーターを配置し電話相談等に応じている。相談内容に応じて、来所相談（保健相談・医師相談）や家族教室、他の適切な支援機関につないでいる。

電話相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア：電話件数

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実件数 | 245 | 263 | 257 | 255 |
| 延件数 | 510 | 508 | 497 | 472 |

イ：相談者内訳（延件数）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 本人 | 90 | 64 | 64 | 79 |
| 本人以外 | 420 | 444 | 433 | 393 |

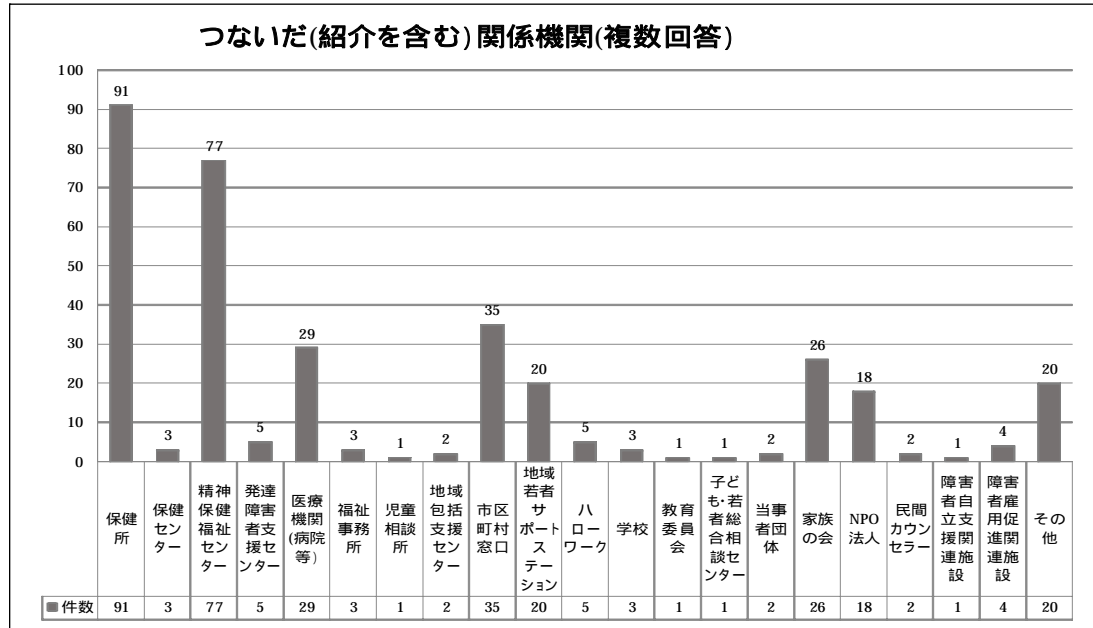
ウ：当事者性別（実件数）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|
| 男 | 160 | 177 | 165 | 173 |
| 女 | 64 | 62 | 81 | 65 |
| 性別不明及び個別相談でない | 21 | 24 | 11 | 17 |

エ：当事者年代（実件数）

| | 10代 未満 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 以上 | 不明 |
|-----|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|----|
| H26 | 0 | 53 | 58 | 60 | 31 | 7 | 7 | 29 |
| H27 | 0 | 46 | 69 | 65 | 28 | 13 | 2 | 40 |
| H28 | 0 | 63 | 66 | 52 | 30 | 14 | 4 | 28 |
| H29 | 0 | 29 | 79 | 60 | 39 | 8 | 1 | 39 |

オ：関係機関へつないだ件数（複数計上）



注) ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント(厚生労働省統計に準ずる)

来所相談（ひきこもり支援センター分再掲）

ア：来所件数（予約制）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実件数 | 58 | 38 | 36 | 32 |
| 延件数 | 84 | 72 | 60 | 45 |

注) H26.27年度は手紙も来所に含まれる

イ：相談者内訳

相談者（延件数）

| | H26 | H27 | H28 | H29 |
|------------|-----|-----|-----|-----|
| 本人 | 35 | 22 | 10 | 9 |
| 本人以外（複数来所） | 85 | 76 | 81 | 58 |

当事者性別（実件数）

| | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|---|-------|-------|-------|-------|
| 男 | 4 0 | 3 2 | 3 0 | 2 3 |
| 女 | 1 8 | 6 | 6 | 9 |

当事者年代（実件数）

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代以上 | 不明 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| H 2 6 | 1 1 | 2 4 | 1 7 | 5 | 0 | 1 |
| H 2 7 | 6 | 1 6 | 1 3 | 1 | 2 | 0 |
| H 2 8 | 7 | 1 7 | 1 1 | 0 | 1 | 0 |
| H 2 9 | 6 | 1 5 | 8 | 3 | 0 | 0 |

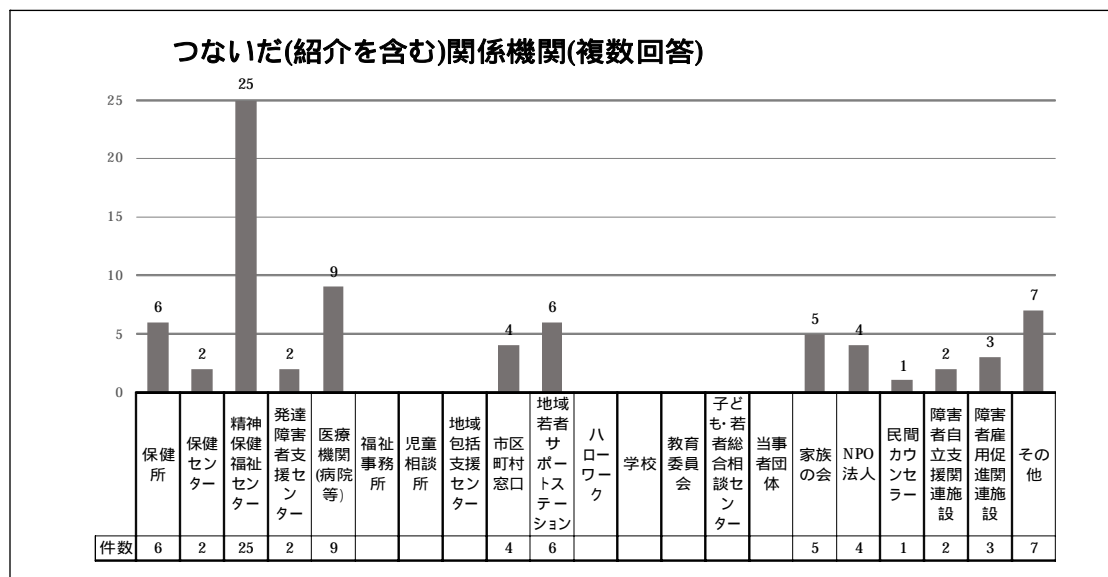
不登校経験の有無（実件数）

| | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|----|-------|-------|-------|-------|
| 有 | 3 8 | 2 1 | 2 5 | 2 1 |
| 無 | 1 7 | 1 6 | 1 0 | 1 0 |
| 不明 | 3 | 1 | 1 | 1 |

ウ：対応（実件数）

| | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 情報提供 | 3 5 | 1 9 | 2 1 | 2 1 |
| 助言指導 | 1 0 | 1 4 | 7 | 6 |
| 傾聴 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 予約 | 1 2 | 5 | 8 | 5 |

エ：関係機関へつないだ件数（複数計上）



注) ひきこもり支援センターが精神保健福祉センターに配置されており、そのまま精神保健福祉センターで支援している場合は、精神保健福祉センター欄にカウント(厚生労働省統計に準ずる)

1) ひきこもりの家族教室

目的：「ひきこもり」状態の者の家族支援の一環として、本人はもとより家族が抱えている「社会生活からの孤立」、「疲労困憊^{ばい}の状態」、「心理的及び活動的にもひきこもってしまっている」等の困難な状況に対し、相談機関として継続的に関わりを持つことと家族同士が自分達の体験を共有することにより孤立感を和らげ、家族自身が元気を取り戻し、相互に援助し合える場を提供する。

開催：第4木曜日 午後1時30分～4時

従事者：精神科医師、保健師、精神保健福祉士（嘱託）、心理士（嘱託）

参加者数：実人数37人、延人数113人

内容：29年度は、参加者が状況に合わせて学べるよう2つのコースを設定したとともに、所外における出張教室、KHJはるかぜの会（ひきこもりの家族の会）との共催による交流学习を実施した。

A: 知識や情報が身につくコース

| 月日 | テーマ/実施内容 | 場所 |
|---------------|-------------|-------------------|
| 平成29年4月27日(木) | ひきこもりとは？ | こころの健康センター会議室 |
| 平成29年6月22日(木) | 役立つサービスを知ろう | こころの健康センター会議室 |
| 平成29年7月27日(木) | こんなときどうする？ | こころの健康センターいこいのサロン |

B: 対処力が向上するコース

| 月日 | テーマ/実施内容 | 場所 |
|----------------|-----------------------|---------------|
| 平成29年8月24日(木) | SSTを学ぶ～気持ちを上手に伝えるために～ | こころの健康センター会議室 |
| 平成29年10月26日(木) | SSTを学ぶ～気持ちを上手に伝えるために～ | こころの健康センター会議室 |
| 平成30年2月22日(木) | SSTを学ぶ～気持ちを上手に伝えるために～ | こころの健康センター会議室 |

出張教室

| 月日 | テーマ/実施内容 | 場所 |
|----------------|---------------|-----------|
| 平成29年11月16日(木) | 出張 ひきこもりの家族教室 | 桐生保健福祉事務所 |
| 平成29年12月21日(木) | 出張 ひきこもりの家族教室 | 桐生保健福祉事務所 |

交流学习 *KHJはるかぜの会と共催*

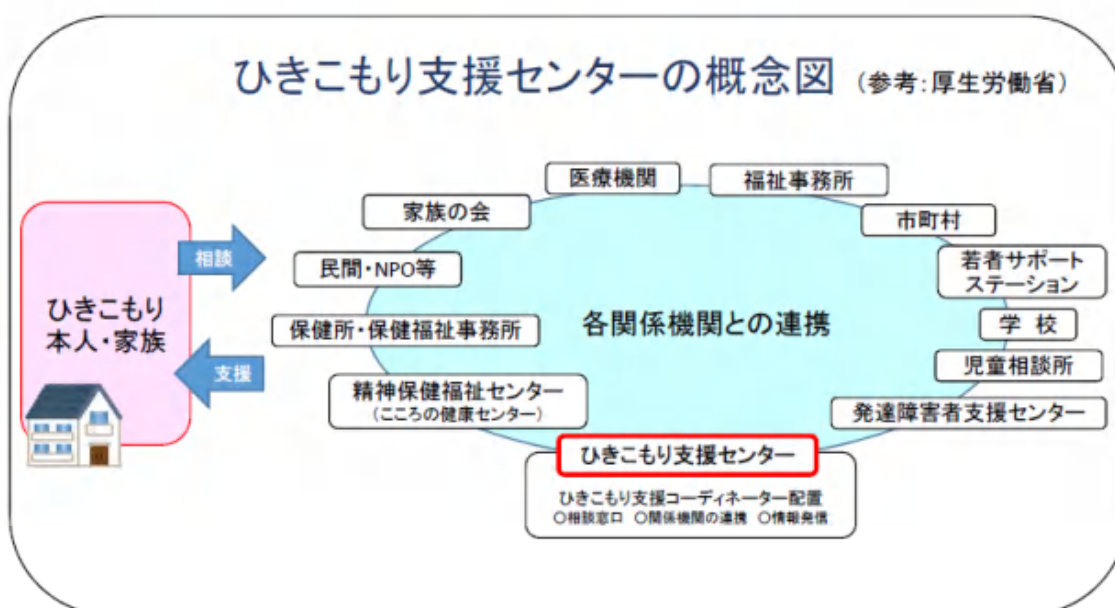
| 月日 | テーマ/実施内容 | 場所 |
|---------------|---|-----------|
| 平成29年9月17日(日) | 交流学习 - SSTをベースに - 円滑なコミュニケーション、相談を実行する力を伸ばすために 社会福祉法人明清会 高山 千恵美 精神保健福祉士 | 県庁 昭和庁舎2階 |

*平成22年度後半から取り入れたSST（生活技能訓練：ソーシャルスキルトレーニング）では、23年度からその手法を用いて問題解決方法を提示している。

3) 関係機関との連携

関係機関の会議や研修会等を通して、ひきこもり支援センターの紹介や情報交換を行った。また、関係機関を訪問し、相互に役割や機能の理解を深めた。さらに、個別ケースへの切れ目のない支援のための連携を図った。

| | |
|------------|---|
| 会議出席 | <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県子ども・若者支援協議会（代表者会議、実務者会議） ・群馬県若者自立支援ネットワーク会議 ・青少年自立・再学習支援事業 G-SKY plan 連携会議 ・青少年自立・再学習支援事業 G-SKY plan 進路相談会（3か所）等 |
| 研修会等 講師 | <ul style="list-style-type: none"> ・KHJ はるかぜの会・5月例会 |



4) 人材育成

| 年月日 | 内容 | 対象者 | 参加数 |
|----------------|--|-----------------------------|-----|
| 平成29年 9月28日 | ひきこもり支援関係職員研修会 「ひきこもる若者理解と支援」 講師：NPO 法人文化学習協同ネットワーク代表理事 佐藤洋作 氏 | 相談支援に従事する保健・福祉、市町村、医療等の関係職員 | 85 |

5) 情報発信

新聞、ラジオ、研修会等での広報活動
ひきこもり支援センターのリーフレット配布
メルマガ掲載（子ども・若者支援協議会）

第2 精神科救急情報センター業務

1 精神科救急情報センターの活動

平成16年1月から、精神科救急情報センターが拡充され、県内の精神保健福祉法第23条通報から法第26条の3の通報・届出までを一括して受理し対応している。

特に法第23条通報においては、24時間体制となっている。

また、通報対象となるような地域の処遇対応困難者に対して、地域生活の安定と再度の通報の予防を目的に、各保健所・保健福祉事務所等と連携し地域支援活動として「精神科アウトリーチ活動」を実践している。この活動により、生活支援の届かなかった精神障害者に地域ケアを行うことで、行政サービスの徹底を図っている。

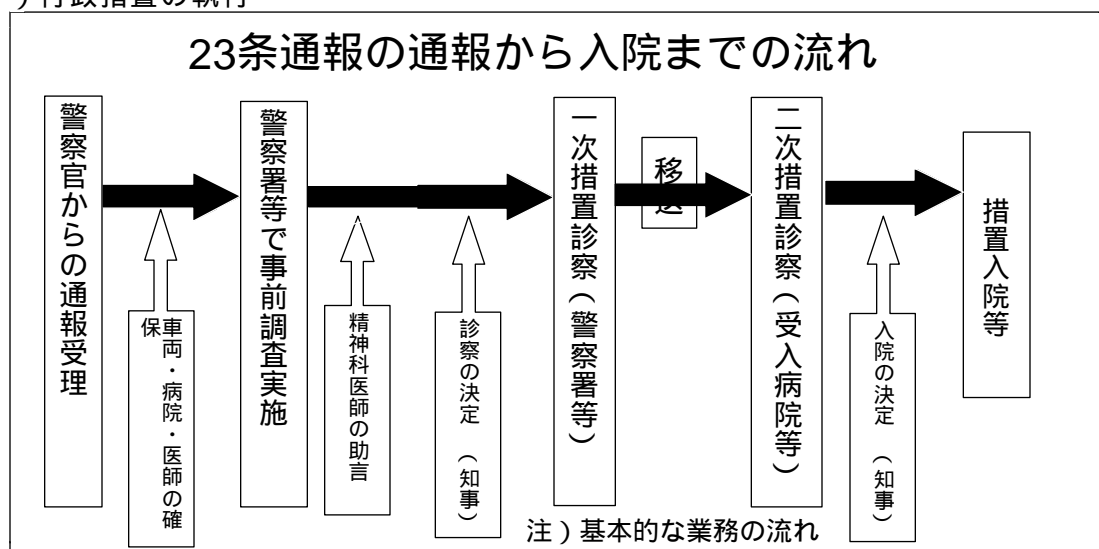
平成27年7月から、精神科診療所の協力のもと、精神保健福祉法第27条による県の診察並びに群馬県精神科救急医療システムによる基幹病院及び輪番病院の夜間・休日の診察が円滑かつ適切に行われることを目的として、夜間・休日における精神科救急情報センター等からの問い合わせ体制が運用開始となった。(21診療所が協力)

2 精神科救急情報センターの体制

- (1) 24時間体制で職員が通報等に対応する。
- (2) 日中から夜間帯(8:30~22:00)は、23条通報に、保健師1人、事務職員2人が通報のあった警察署等に出向き事前調査を行い、措置診察の要否決定を経て措置診察・立会いを実施している。
- (3) 深夜帯(22:00~翌朝8:30)は、職員が通報受理から診察の手配まで電話で対応し、移送は警察官の協力を得て行っている。
- (4) 通報対象者の移送は、群馬県ハイヤー協会と委託契約し、委託車両(10人乗りのワゴン車)により行っている。(職員同乗)
- (5) 移送業務については、県立精神医療センター看護師もしくは嘱託警察官OBの計2人の協力を得ている。

3 精神科救急情報センターの主な業務

- (1) 精神障害者の措置入院のための移送業務
 - 1) 通報等の受理
 - 2) 事前調査の実施(警察署等に出向いて面接(深夜帯は電話調査))
 - 3) 精神科医師の助言
 - 4) 措置診察の精神保健指定医・受け入れ医療機関の確保
 - 5) 措置診察の実施・立会い
 - 6) 被通報者の移送(委託車両による)
 - 7) 行政措置の執行



- (2) 精神科アウトリーチ活動の実践
- (3) 精神科救急情報センター事例検討会議

4 精神科救急情報センター業務の実績

(1) 移送業務

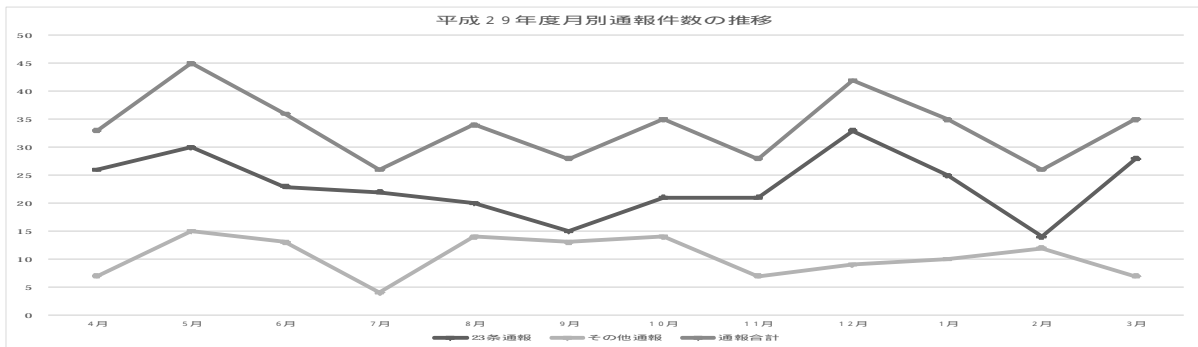
平成29年度は、通報等総数403件のうち、警察官の通報（23条）が最も多く、278件（69.0%）で、次いで、矯正施設の長の通報（26条）が84件（20.8%）、検察官の通報（24条）41件（10.2%）の順になっている。一般人の申請（22条）、保護観察所の長の通報（25条）、精神科病院の管理者の届出（26条の2）及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報（26条の3）は0件であった。

申請・通報・届出の時間帯別発生状況 (単位：件)

| 区 分 | | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|-----|-----|--------|--------|--------|
| 申請・通報 ・届出全体 | 合 計 | | 495 | 444 | 403 |
| | 平 日 | 日 中 | 231 | 210 | 208 |
| | | 夜 夜 | 80 | 69 | 56 |
| | | 深 夜 | 68 | 62 | 54 |
| | 休 日 | 日 中 | 41 | 43 | 28 |
| | | 夜 夜 | 35 | 29 | 28 |
| 深 夜 | | 40 | 31 | 29 | |
| 内 訳： | | | | | |
| 22条 (旧23条) | 小 計 | | 0 | 0 | 0 |
| | 平 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | | 深 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| 深 夜 | | 0 | 0 | 0 | |
| 23条 (旧24条) | 小 計 | | 374 | 341 | 278 |
| | 平 日 | 日 中 | 114 | 113 | 89 |
| | | 夜 夜 | 76 | 63 | 50 |
| | | 深 夜 | 68 | 62 | 54 |
| | 休 日 | 日 中 | 41 | 43 | 28 |
| | | 夜 夜 | 35 | 29 | 28 |
| 深 夜 | | 40 | 31 | 29 | |
| 24条 (旧25条) | 小 計 | | 37 | 28 | 41 |
| | 平 日 | 日 中 | 33 | 23 | 35 |
| | | 夜 夜 | 4 | 5 | 6 |
| | | 深 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| 深 夜 | | 0 | 0 | 0 | |
| 25条 (旧25条の2) | 小 計 | | 0 | 0 | 0 |
| | 平 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | | 深 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| 深 夜 | | 0 | 0 | 0 | |
| 26条 | 小 計 | | 84 | 73 | 84 |
| | 平 日 | 日 中 | 84 | 73 | 84 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | | 深 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| 深 夜 | | 0 | 0 | 0 | |
| 26条の2 | 小 計 | | 0 | 1 | 0 |
| | 平 日 | 日 中 | 0 | 1 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | | 深 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| 深 夜 | | 0 | 0 | 0 | |
| 26条の3 | 小 計 | | 0 | 1 | 0 |
| | 平 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 1 | 0 |
| | | 深 夜 | 0 | 0 | 0 |
| | 休 日 | 日 中 | 0 | 0 | 0 |
| | | 夜 夜 | 0 | 0 | 0 |
| 深 夜 | | 0 | 0 | 0 | |

注1)
休日とは、土日
・祝日法による
休日・年末年始
の休日

注2)
日中時間帯
8時30分～
17時15分
夜間帯
17時15分～
22時00分
深夜帯
22時00分～
翌朝8時30分



平成29年度申請・通報・届出全数のうち、法第27条第1項の規定による事前調査の結果により、措置診察を実施したものが272件で通報総数403件の67.5%であった。

また、措置診察を実施し措置入院となったものは73件で、緊急措置入院後、診察により措置入院になった49件を合わせると122件となり、全通報件数の30.3%であった。措置診察にて措置不要と判断され医療保護入院となったものは60件で、緊急措置入院後、医療保護入院となった27件と合わせると87件となる。緊急措置入院後、任意入院となったもの1件、措置診察を実施し任意入院となったものは3件、入院とならなかったものは59件であった。

入院病院は、入院した総数213件のうち、県立精神医療センターへの入院が130件(61.0%)、その他の病院は83件(39.0%)であった。

措置診察の実施状況及び措置診察の結果

(単位：件)

| 区 分 | | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | |
|---------|--------|------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| | | | 23条 | その他 | 小計 | 23条 | その他 | 小計 | 23条 | その他 | 小計 |
| 措置診察実施 | 措置入院 | 県立病院 | 48 | 8 | 56 | 42 | 5 | 47 | 54 | 1 | 55 |
| | | 民間病院 | 64 | 11 | 75 | 51 | 13 | 64 | 43 | 24 | 67 |
| | | 小計 | 112 | 19 | 131 | 93 | 18 | 111 | 97 | 25 | 122 |
| | 医療保護入院 | 県立病院 | 76 | 3 | 79 | 102 | 2 | 104 | 68 | 3 | 71 |
| | | 民間病院 | 25 | 3 | 28 | 18 | 3 | 21 | 11 | 5 | 16 |
| | | 小計 | 101 | 6 | 107 | 120 | 5 | 125 | 79 | 8 | 87 |
| | 任意入院 | 県立病院 | 2 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 |
| | | 民間病院 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 3 | 1 | 4 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 | 4 |
| | 応急入院 | 県立病院 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 民間病院 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | 小計 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 入院計 | 県立病院 | 126 | 12 | 138 | 145 | 7 | 152 | 126 | 4 | 130 |
| 民間病院 | | 90 | 14 | 104 | 71 | 16 | 87 | 54 | 29 | 83 | |
| 小計 | | 216 | 26 | 242 | 216 | 23 | 239 | 180 | 33 | 213 | |
| 帰宅・その他 | | 92 | 4 | 96 | 69 | 4 | 73 | 56 | 3 | 59 | |
| 計 | | 308 | 30 | 338 | 285 | 27 | 312 | 236 | 36 | 272 | |
| 措置診察不実施 | | | 66 | 91 | 157 | 56 | 76 | 132 | 42 | 89 | 131 |
| 合計 | | | 374 | 121 | 495 | 341 | 103 | 444 | 278 | 125 | 403 |

2 3 条通報年度別通報等の疾患診断（ICD-10）分類

（単位：件）

| | F0 | F1 | F2 | F3 | F4 | F5 | F6 | F7 | F8 | F9 | G40 | その他 | 計 |
|--------|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 平成26年度 | 25 | 29 | 90 | 20 | 47 | 1 | 19 | 8 | 9 | 2 | 0 | 47 | 297 |
| 平成27年度 | 24 | 16 | 135 | 28 | 47 | 0 | 17 | 9 | 19 | 5 | 1 | 73 | 374 |
| 平成28年度 | 23 | 28 | 131 | 27 | 46 | 0 | 9 | 8 | 10 | 0 | 0 | 59 | 341 |
| 平成29年度 | 22 | 19 | 103 | 17 | 39 | 0 | 12 | 11 | 11 | 0 | 0 | 44 | 278 |

（注）各コード内容

- | | |
|---------------------|----------------------|
| F0 器質性精神障害 | F6 人格障害 |
| F1 精神作用物質使用による精神障害 | F7 精神遅滞 |
| F2 統合失調症・妄想性障害 | F8 心理発達障害 |
| F3 気分（感情）障害 | F9 小児・青年期障害及び特定不能の障害 |
| F4 神経症ストレス関連身体表現障害 | G40 てんかん |
| F5 生理的障害等に起因する行動症候群 | その他 不明 |

2 3 条通報となった自傷他害行為の内容

（単位：件）

| | 自傷 | 他 害 | | | | | | | | その他 | 計 |
|--------|----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|
| | | 家族内 | | | | 家族外 | | | | | |
| | | 迷惑 | 物損 | 暴力 | 傷害 | 迷惑 | 物損 | 暴力 | 傷害 | | |
| 平成26年度 | 70 | 24 | 13 | 52 | 11 | 96 | 7 | 23 | 1 | 0 | 297 |
| 平成27年度 | 87 | 39 | 22 | 79 | 12 | 106 | 7 | 17 | 5 | 0 | 374 |
| 平成28年度 | 87 | 32 | 22 | 72 | 9 | 99 | 5 | 12 | 3 | 0 | 341 |
| 平成29年度 | 69 | 35 | 9 | 49 | 9 | 84 | 9 | 13 | 1 | 0 | 278 |

（注1）自傷他害行為が複数の場合は、主たるもので計上した。

（注2）自傷は、自傷行為や徘徊及び異常体験により警察署に助けを求めたもの。

（注3）他害行為は、概ね同居している親族（内縁も含む）を家族内、それ以外を家族外とした。

（注4）迷惑行為は、暴言・威嚇など人に直接触れないもの、あるいは対物暴力で物の破損に至らないもの、特定の人に「死んでやる。」と言う場合等とした。

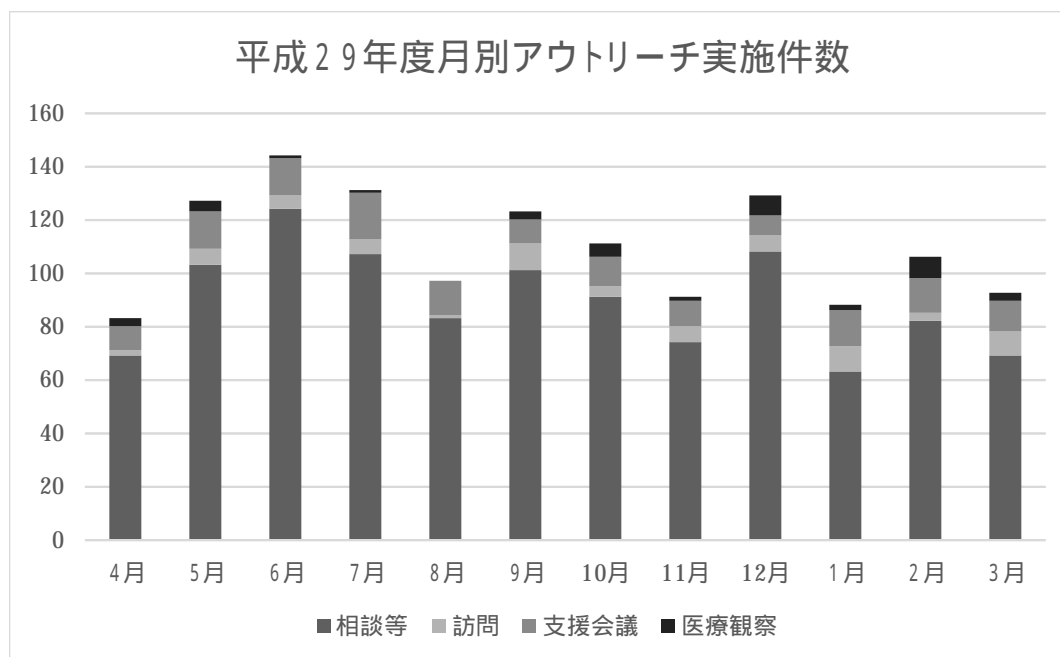
（注5）暴力行為のうち、概ね治療が必要な程度の負傷があったものを傷害とした。

（注6）通報時の自傷他害行為が複数の場合は、他害行為を自傷に優先し、対他人を対家族に優先させ、傷害、暴力、物損、迷惑行為の順に優先した。

(2) 精神科アウトリーチ活動 (相談・訪問・支援会議・医療観察法)
 年度別活動件数 (平成17～29年度) (単位：件)

| 年 度 | 相談等 | 訪 問 | 支援会議 | 医療観察法 |
|--------|-------|-----|------|-------|
| 平成17年度 | 1,212 | 110 | 144 | - |
| 平成18年度 | 909 | 135 | 165 | - |
| 平成19年度 | 1,584 | 138 | 190 | 29 |
| 平成20年度 | 1,322 | 83 | 145 | 21 |
| 平成21年度 | 674 | 71 | 126 | 35 |
| 平成22年度 | 598 | 74 | 135 | 41 |
| 平成23年度 | 763 | 71 | 137 | 45 |
| 平成24年度 | 859 | 84 | 141 | 41 |
| 平成25年度 | 895 | 61 | 149 | 43 |
| 平成26年度 | 670 | 47 | 111 | 34 |
| 平成27年度 | 893 | 53 | 117 | 43 |
| 平成28年度 | 1,205 | 56 | 147 | 54 |
| 平成29年度 | 1,074 | 68 | 143 | 38 |

平成16.1.19から、現行の精神科救急情報センターが稼働



(3) 精神科救急情報センター事例検討会議

【目的】 救急移送の対応困難事例を通して、課題を抽出し検討することにより救急移送システムが円滑に機能するよう関係機関相互の調整を図る。

【構成員】 群馬大学精神科教授、民間精神科代表（5病院）、前橋地方検察庁検事、弁護士会代表、県警本部生活安全企画課、市町村代表（2市）、消防代表、県立精神医療センター院長、保健福祉事務所代表（2市）、群馬県庁保健師会代表、障害政策課（課長・精神保健室長）、精神科救急情報センター（所長・精神保健主監）、こころの健康センター所長が特に認める者 計21人

【開催内容】

| | 開催日 | 事例の内容 |
|-----|-----------------|--|
| 第1回 | 平成29年 5月18日 | 父親を殺そうとして逮捕され、その後24条通報となった事例 |
| 第2回 | 平成29年 7月27日 | 不安定な病状や家族の関わり拒否を背景に23条通報からの措置入院を繰り返すようになった事例 |
| 第3回 | 平成29年 9月21日 | 退院後の行政支援を家族が拒んでいる事例 |
| 第4回 | 平成29年 11月16日 | 警察官通報着信時の対応について |
| 第5回 | 平成30年 2月16日 | 児童福祉と精神保健福祉の連携に向けて～児童対応から成人対応へ移行する事例～ |

(4) その他（関係機関との連絡調整会議等）

1) 医療機関（県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院）との調整会議

【目的】 安全で円滑な移送業務の推進を図るため、県内精神科三次救急の受け入れ先であり移送の協力をいただいている県立精神医療センター、三枚橋病院及び群馬病院の関係職員並びに障害政策課精神保健室関係職員と、措置移送業務全般について協議する。

【開催内容】

| | 開催日 | 主な議題 | 出席者 |
|-----|----------------|--|-----|
| 第1回 | 平成29年 11月8日 | 【精神障害者措置移送業務等連絡会議】 1 当センターの取り組みと課題 ・措置入院解除時の確認調査実施について ・事前調査票について ・身体合併事例の対応について 2 各病院の取り組み・課題 ・入院患者数の増加対策について ・警察拘留時の釈放と入院判断について ・26条通報の対応について 3 報告事項 ・平成28年度通報・申請・届出・結果について～下期～ ・平成29年度通報・申請・届出・結果について～上期～ | 31人 |

2) 精神科救急業務検討会

【目的】 県内精神科病院と精神科救急業務について情報を共有し相互理解を深めるとともに、精神科救急業務における課題や問題等を検討し、地域精神保健福祉業務の充実及び円滑な推進を図る。

【出席者】 精神科病院地域精神保健福祉担当職員
障害政策課精神保健室関係職員

【開催内容】

| | 開催日 | 主 な 議 題 | 出席者 |
|-----|----------------|---|-----|
| 第1回 | 平成29年 6月30日 | 1 群馬県精神科救急情報センター業務の実際 2 精神科救急アウトリーチ事例 措置入院後の継続支援 3 措置解除時の確認調査事例 4 精神保健福祉法の見直しについて（最新情報） 5 情報交換 ・精神保健福祉法見直し ・輪番病院について ・夜間・休日における精神科救急情報センター等からの問い合わせ体制について | 35人 |
| 第2回 | 平成30年 3月9日 | 1 前橋赤十字病院身体合併精神科病棟について 講義及び意見交換 2 情報交換 ・精神保健福祉法の改正に向けての取組について ・参考資料配布 精神保健福祉法の改正と措置入院について 措置入院者の地域移行支援 3 その他 ・自殺対策 ・措置入院及び退院後支援に関するガイドライン 説明会について | 42人 |

(5) こころの健康センター新任者研修

業務の円滑な推進を図ることを目的に、異動により新しく配属された職員及び嘱託職員を対象に研修を実施した。

【開催内容】

| 内 容 | 日 程 | 対 象 者 |
|---|---------------|---------------------|
| こころの健康センター・精神科救急情報センターの業務について 安全管理指針 こころの健康センター勤務体制 C R P について 精神疾患の理解 統合失調症、躁うつ病、神経症、認知症、依存症、パーソナリティ障害等 | 平成29年 4月4日 | 平成29年度 新規配属職員12人 |
| センターDBについて 精神科救急情報センター業務の実際 ・業務マニュアル ・移送業務における通知等の書き方等 ・警察からの23条通報の受け方 ロールプレイ ・事前調査の作成について ・聞き取り内容 ・助言・決定のの受け方、診察医への報告 精神科アウトリーチ活動について ・目的 ・実際の業務（支援会議、訪問、相談等） | 4月5日 | 新規配属職員11人 |

(6) 群馬県立精神医療センター初任者研修

平成25年度から県立精神医療センターの依頼で新人看護職員を対象に移送業務が円滑に実施されることを目的として研修会を開催した。

日 時：平成29年10月6日（金）9時30分～12時00分

場 所：こころの健康センター カンファレンス室

参加者：新規採用者3人、担当師長1人

- 内 容：
- 1 所内見学及び説明
 - 2 群馬県精神科救急情報センター
2 所内見学及び説明
 - 3 群馬県こころの健康センター・精神科救急情報センター業務
 - 4 群馬県こころの健康センター業務、感想

学会発表・調査研究

1 学会発表等一覧

平成29年度中に発表を行った主な各種学会等は下記のとおりである。

- 1 浅見隆康 山崎雄高 齊藤 良 大館実穂
措置入院の解除と治療の動機付け
第13回日本司法精神医学会(大阪市 2017.6)
- 2 山崎雄高 齊藤 良 大館実穂 浅見隆康
疾患別にみた警察官通報と考察
第113回日本精神神経学会(名古屋市 2017.6)
- 3 浅見隆康(司会者)
教育講演 : リカバリーの時代とSST
第113回日本精神神経学会学術総会
(名古屋市 2017.6)
- 4 浅見隆康
ワークショップ : 長期入院精神障害者の地域移行支援
第113回日本精神神経学会学術総会
(名古屋市 2017.6)
- 5 浅見隆康(共同発表者)
分科会 : 若年者の自殺予防とSST
第23回SST全国経験交流ワークショップ
(金沢市 2017.7)
- 6 浅見隆康
合同シンポジウム : 「措置入院はどうあるべきか～相模原障害者殺傷事件をめぐって～」 群馬県の試み～司法との連携
第55回全国自治体病院協議会精神特別部会
総会・研修会 (神戸市 2017.8)
- 7 山崎雄高 齊藤 良 大館実穂 入澤美幸 鈴木紋子 浅見隆康
群馬県内における自殺者と自傷のおそれによる警察官通報の比較検討
第42回群馬精神医学会(前橋市 2017.10)

- 8 高木秀明 山田行子 浅見隆康
若い人たちの自殺予防に向けた取り組み
第76回日本公衆衛生学会(鹿児島県 2017.11)
- 9 坂爪恵美 西沢茉莉 大館実穂 白井久美子 浅見隆康
ひきこもり支援センター開設による対象者の変化
- 教室運営の検討 -
第53回全国精神保健福祉センター研究協議会(鹿児島県 2017.11)
- 10 小川和也 高木秀明 高原きよ美 丸橋静香 浅見隆康
こころの元気サポーター養成事業
- 若い人たちの自殺予防に向けた取り組み -
第5回群馬県地域保健研究発表会(前橋市 2018.3)
- 11 高山泰一 小磯萌香 永井佳美 山田行子 齊藤 良 浅見隆康
依存症からの回復支援について
- S M A P P を用いた依存症者支援 -
第5回群馬県地域保健研究発表会(前橋市 2018.3)

実習・視察

1 実習及び視察等一覧

地域保健実習の協力、実地研修・視察等として、医学生、研修医、病院職員、司法修習生、行政職員等を受け入れた。

| 区 分 | 期 間 | 日数 | 人数(実) |
|--------------------------------|-------------------|----|-------|
| 群馬大学医学部4・5年生 | H29.4.19～H30.3.28 | 39 | 112 |
| 初期臨床研修医 | H29.5.17～H30.3.14 | 24 | 27 |
| 群馬大学医学部公衆衛生学講座 | H29.6.5 | 1 | 8 |
| 公衆衛生に関する実地修練 (保健所実習の一部) | H29.7.5 | 1 | 1 |
| 群馬医療福祉大学社会福祉学部4年生 | H29.7.14 | 1 | 5 |
| 群馬県庁インターシップ実習生 | H29.8.30 | 1 | 4 |
| 茨城県保健福祉部職員 茨城県精神保健福祉センター職員 | H29.9.15 | 1 | 4 |
| 聖路加国際大学大学院職員 (厚生労働科学研究事業) | H29.12.7 | 1 | 1 |
| 前橋地方検察庁司法修習生等 | H29.8.29 | 1 | 19 |
| 自治医科大学医学部5年生 (保健福祉事務所実習の一部) | H29.11.5 | 1 | 5 |
| 群馬県立精神医療センター新人看護職員 | H29.10.6 | 1 | 4 |
| 福島県保健福祉部職員 福島県精神保健福祉センター職員 | H30.2.8 | 1 | 4 |
| 山形県立こころの医療センター職員 | H29.11.6、H30.2.15 | 2 | 9 |
| 栃木県立岡本台病院医師 | H30.2.15 | 1 | 1 |

公表資料・印刷物

1 公表資料・印刷物一覧

平成29年度中に作成した公表資料・印刷物は下記のとおりである。

- 1 こころの健康センター相談のご案内
- 2 ひとりの命 大切ないのち
- 3 自殺予防の電話相談「こころの健康相談統一ダイヤル」(ポケットティッシュ)

平成29年度 群馬県こころの健康センター相談のご案内

こころの健康センターでは、県民のみなさまからのこころの健康に関する相談(精神保健福祉相談)に応じています。

面接相談(完全予約制)

申込ダイヤル 027-263-1156

- 薬物・アルコール、ギャンブル等の依存症全般、思春期、ひきこもり、若年認知症、高次脳機能障害、自死遺族、うつに関する相談を行います。
- 相談は秘密厳守で行い、相談料はかかりません。
- 電話で事前に相談内容をおうかがいし、必要な方が予約相談となります。



電話相談

相談ダイヤル 027-263-1156

相談は月曜日～金曜日の9時～17時(祝日及び年末年始を除く)

- 電話で相談内容をおうかがいし、医療機関へのご案内、受診方法を助言します。相談内容により、適切な相談機関をご紹介します。
- 相談は秘密厳守で行います。
- 継続的な相談はお受けしていません。
- 電話でのカウンセリングではありません。
- 相談が集中した場合、電話がつながりにくい状態となることがありますので、ご了承ください。
- ひきこもりに関するご相談は、ひきこもり支援センター(027-287-1121)へおかけください。

メール相談

メールアドレス kokoro@pref.gunma.lg.jp

- メールで相談内容をおうかがいし、適切な相談機関をご紹介します。
- 相談は秘密厳守で行います。
- 相談は群馬県在住の方に限り、お一人1回限りのご利用とさせていただきます。
- 緊急性のあるもの、継続的な相談、カウンセリングについては対応していません。
- 相談は24時間受信していますが、返信は1週間程度かかります。
1週間経過しても返信がない場合には、相談ダイヤル(027-263-1156)へお問い合わせください。
- 当所からの返信が受信できるよう、機器の設定環境をよくご確認ください。

ご相談の際は、以下の項目を明記して送信してください。

- ・件名は「相談希望」
- ・返信先アドレス
- ・相談者の年齢、性別、お住まいの市町村
- ・相談内容(具体的かつ簡潔にまとめてください)

家族教室

依存症の家族教室

薬物やアルコール、ギャンブル等の依存症のある方のご家族を対象とした教室です。ご家族が依存症について正しい知識を持つことで元気を取り戻し、本人を回復につなげることができるよう家族支援プログラムを実施しています。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル(027-263-1156)**からお申し込みください。面接・相談の後に教室をご案内しています。



ひきこもりの家族教室

ひきこもりとは自宅などに閉じこもることが多くなり、人との関わりや社会参加が困難になっている状態をいいます。教室はひきこもりについての学習や家族間の情報交換と交流の場です。

参加ご希望の方は、事前に**ひきこもり支援センター(027-287-1121)**からお申し込みください。面接・相談の後に教室をご案内しています。

若年認知症の家族教室

若年認知症とは64歳までに発症する認知症をいい、働き盛りでの発症のためさまざまな問題を抱えます。教室は若年認知症についての学習や家族間の情報交換と交流の場です。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル(027-263-1156)**からお申し込みください。

高次脳機能障害者と家族の教室

高次脳機能障害とは、脳卒中などの病気や、交通事故や頭部の怪我などの事故により、脳を損傷した後遺症としてみられる障害です。教室は本人や家族の学習と交流の場です。

参加ご希望の方は、事前に**申込ダイヤル(027-263-1156)**からお申し込みください。面接・相談の後に教室をご案内しています。

交通のアクセス

■自動車をご利用の場合

- ・前橋市街地から
国道50号線を桐生方面に進み、東部バイパスを通過し、「勤労福祉センター入口」信号を右折し、200m先左側。「群馬県勤労福祉センター」向かい。
- ・桐生方面から
国道50号線を前橋市街地方面へ進み、「勤労福祉センター入口」信号を左折し、200m先左側。「群馬県勤労福祉センター」向かい。

■電車をご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋大島」駅下車。北口を出て左に進み、最初の交差点を右折し直進。「味処やかた」のある交差点を左折し、「群馬県勤労福祉センター」の向かい。徒歩約15分。タクシー(のりばは南口)で約5分。

■バスをご利用の場合

- ・JR両毛線「前橋大島」駅北口から永井バス「東大室線」に乗車。(4番のりば)「勤労福祉センター入口」で下車し、桐生方面へ進み、「群馬県勤労福祉センター」信号を右折し、200m先左側。「群馬県勤労福祉センター」向かい。
- ・JR両毛線「前橋大島」駅南口から永井バス「石関町学園中央循環線(前橋大島線)」に乗車。「県勤労福祉センター東」で下車し、「味処やかた」のある交差点を左折し、200m先右側。「群馬県勤労福祉センター」向かい。



群馬県こころの健康センター 〒379-2166 前橋市野中町368 TEL : 027-263-1166
FAX : 027-261-9912

群馬県こころの健康センター

で

検索

相談機関一覧

| 分類 | 窓口 | 電話番号 | 受付時間 | |
|-----------|--|---|---|--------------|
| 精神保健 | 群馬県こころの健康センター (うつ、依存症、若年認知症、高次脳機能障害、思春期等の相談) | 027-263-1156 | 9:00~17:00 (月~金) | |
| | 「こころの健康相談統一ダイヤル」(自殺予防の電話相談) | 0570-064-556 | 9:00~22:00 (月~金) | |
| | ひきこもり支援センター (ひきこもりについての相談) | 027-287-1121 | 9:00~17:00 (月~金) | |
| | 《県保健福祉事務所及び中核市の相談窓口》 | | 8:30~17:15 (月~金) | |
| | 渋川保健福祉事務所 | 0279-22-4166 | 利根沼田保健福祉事務所 | 0278-23-2185 |
| | 伊勢崎保健福祉事務所 | 0270-25-5066 | 太田保健福祉事務所 | 0276-31-8243 |
| | 安中保健福祉事務所 | 027-381-0345 | 桐生保健福祉事務所 | 0277-53-4131 |
| | 藤岡保健福祉事務所 | 0274-22-1420 | 館林保健福祉事務所 | 0276-72-3230 |
| | 富岡保健福祉事務所 | 0274-62-1541 | 前橋市保健所 | 027-220-5787 |
| 吾妻保健福祉事務所 | 0279-75-3303 | 高崎市障害福祉課 | 027-321-1358 | |
| 自死遺族 | 群馬県こころの健康センター (自死遺族の相談) | 027-263-1156 | 9:00~17:00 (月~金) | |
| 心の悩み | 群馬いのちの電話 (死にたい辛さを受け止めます) | 027-221-0783 | 9:00~24:00 (毎日) 第2・4金 9:00~翌日9:00 | |
| | フリーダイヤル 自殺予防 いのちの電話 | 0120-783-556 | 毎月10日 8:00~翌日8:00 | |
| | 連合群馬「ライフサポートぐんま」 (キャリア形成、仕事によるストレス・うつ病など) | 0120-797-052 | 14:00~19:00 (木・土) | |
| 労働 | 群馬県労働政策課、高崎及び太田行政県税事務所 「県民労働相談センター」 | 0120-546-010 | 9:00~17:15 (月~金) | |
| | 群馬労働局雇用環境・均等室「総合労働相談コーナー」 | 027-896-4677 | 9:30~17:00 (月~金) | |
| | 群馬産業保健総合支援センター | 027-233-0026 | 9:00~12:00、13:00~16:00 (月~金) 当日の相談受付はHP・電話でご確認ください。 | |
| | 連合群馬「なんでも労働相談ダイヤル」 (働くうえでの悩み) | 0120-154-052 | 9:00~17:00 (月~金) | |
| 多重債務 | 関東財務局前橋財務事務所総務課 「多重債務相談窓口」 | 027-221-4495 | 8:30~12:00、13:00~16:30 (月~金) | |
| | 群馬弁護士会総合法律相談センター | 027-234-9321 | 相談予約受付 9:00~12:00、13:00~17:00 (月~金) | |
| | 司法書士総合相談センター | 027-221-0150 | 10:00~16:00 (月~金) | |
| | 群馬県消費生活センター | 027-223-3001 | 9:00~17:00 (月~金) 9:00~12:00、13:00~17:00 (土・日) | |
| 法律扶助相談 | 法テラス群馬 (日本司法支援センター群馬地方事務所) ※多重債務、犯罪被害相談を含む | 0503383-5399 | 9:00~17:00 (月~金) | |
| 犯罪被害 | 警察安全相談 | 027-224-8080 027-224-4356 | 24時間対応 (上段のみ) 下段は女性相談者専用電話 (女性のみ) で 8:00~17:15 (月~金) となります。 | |
| 生活困難 | 各市町村福祉担当課 | 各市町村役場 | | |
| 心配ごと | 群馬県社会福祉協議会 (家族関係、財産問題等暮らしに関わる悩み) | 027-255-6032 | 相談予約受付 9:00~17:00 (月~金) 相談日 10:00~12:00 (第2・4木) | |
| 高齢者 | 群馬県高齢者総合相談センター (高齢者の悩み) 弁護士による法律相談あり | 027-255-6100 | 一般相談 9:00~17:00 (月~金) 法律相談 14:00~16:00 (金及び第2・4水) | |
| 女性 | 群馬県女性相談センター (パートナーからの暴力、女性の様々な悩み) | 027-261-4466 | 9:00~20:00 (月~金) 13:00~17:00 (土・日・祝日) | |
| | とらいあんぐるん相談室 (女性の自立や能力開発、性差に関する悩みなど) | 027-224-5210 | 9:00~12:00、13:00~16:00 (火~金) 9:00~12:00 (土・日) | |
| | 前橋地方法務局「女性の人権ホットライン」 (セクハラやDV等の人権侵害) | 0570-070-810 | 8:30~17:15 (月~金) | |
| 青少年子ども | 群馬県総合教育センター 「子ども教育・子育て相談」 (教育や子育てに関するあらゆる相談) | 0270-26-9200 | 9:00~17:00 (月~金)、 9:00~15:00 (第2・4土) | |
| | 「24時間子供 SOS ダイヤル」 (いじめ問題やその他の子供の SOS 全般) | 0120-0-78310 (なやみいおう) | 9:00~19:00 (月~金)、 9:00~15:00 (第2・4土)、 上記時間外は「子どもホットライン24」 (中央児童相談所) に転送されます。 | |
| | 中央児童相談所「子どもホットライン24」 (児童虐待、不登校、心身の発達) | 0120-783-884 携帯電話からは 027-263-1100 | 24時間対応 | |
| | 群馬県生涯学習センター 家庭教育電話相談「よい子のダイヤル」 | 027-224-4152 | 10:30~12:30、13:30~15:30、 16:30~18:30 (火~土、ただし休館日除く) | |
| | 前橋地方法務局「子どもの人権110番」 | 0120-007-110 | 8:30~17:15 (月~金) | |

*受付時間欄に特別の記載がない場合は、祝日、年末年始に受付を行っていません。

H29.4.1現在

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」



ひとりの命 大切ないのち

全国では年間2万1千人近くの方が自ら命を絶っています
その一人一人は、かけがえのない大切な命です
あなたの身近に悩みを抱えている人はいませんか？

声をかけ、耳を傾け、そして相談を！

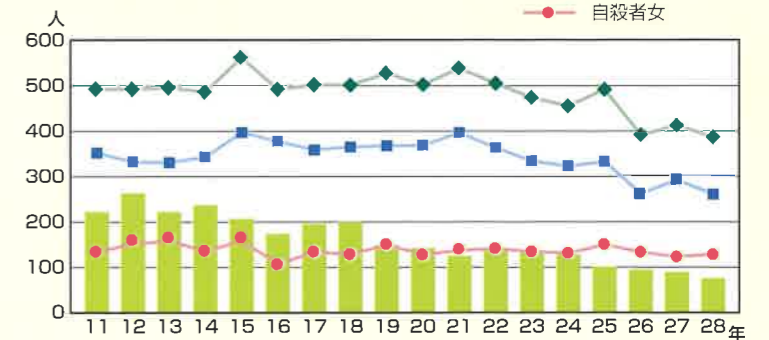
県内の自殺の状況

県内の自殺者数は平成15年の562人をピークに、おおむね右肩下がりの傾向で、ここ数年は400人前後で推移しています。

平成28年中の自殺者は390人(男262人、女128人)で、県内では一日に約1.1人の方が自殺で亡くなっていることとなります。

また、自殺による死者数は、同年中の交通事故による死者の約4.6倍となっています。

県内の自殺者数と交通事故死者数(平成28年)

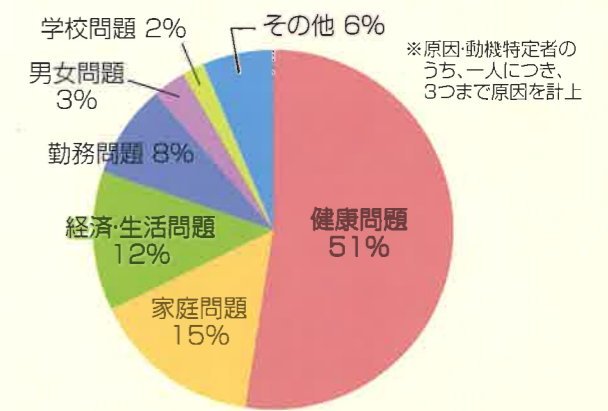


自殺の背景

自殺の原因・動機別を見ると、健康問題、家庭問題、経済・生活問題などが多くなっています。ただ、単独の原因で説明できるものではなく、さまざまな要因が複雑に関係しあって、精神的に追い込まれた末に自殺を選ばざるを得なくなってしまうことが多いと考えられています。

また、亡くなった方の多くが、自殺を図る段階ではうつ病などの心の病気を抱えている状態であったことがわかっています。

平成28年 群馬県の自殺者原因・動機別



内閣府・警察庁「平成28年中における自殺の状況」

群馬県

自殺

きっかけ 原因は多岐にわたり、だれにでも起こりうることです。

- 身体の病気やこころの病気（うつ病、アルコール依存症など）の悩み
- 失業、倒産、多重債務や生活苦などの悩み
- 夫婦間や親子間の不和、家族の死亡、子育てや介護などの悩み
- 事業の失敗、職場の人間関係、仕事疲れなどの悩み
- 学業不振、進路、いじめなどの悩み など

自殺のサイン 自殺の可能性が高い人はしばしばサインを示すことがあります。



あなたご自身や周りの方はいかがですか？

- 思いつめた様子、うつ病のような症状が見られる。
- 以前より表情が乏しくなった。身なりにかまわなくなった。
- 最近、眠れていない（ようだ）。
- 不安や不眠が原因で、飲酒量が増えている。
- ひきこもって、他人との関わりを避けるようになった。
- 自殺願望を口にしたり、自殺を企てる。 など

こうした原因や動機があり、本人が自殺のサインを発しても、周囲からのサポートが得られないと、自殺の危険性が高くなると言われています。

ご自身に、自殺の原因や動機となる悩みがあるなら、**専門機関への相談**をおすすめします。

周囲で心当たりのある方に気づいたら、まず声をかけ、**本人の話を傾けて（＝傾聴）**あげてください。

また、**早めに専門機関へ相談するように促す**ことも大切です。必ずどこかに解決の糸口が見つかるはずですよ。



アルコール

お酒に頼りすぎていませんか？

眠るためや、毎日の不安を解消するためだったとしても…

アルコールを摂取しての睡眠は眠りの質を低下させることが知られています。また、アルコールへの耐性が生じるにつれてお酒の量が増え、健康に害を及ぼす可能性が高くなります。

さらに、アルコールは自殺のリスクを高める危険性も指摘されています。（アルコールの力を借りて、実際に自殺行動を行ってしまうなど）

節度ある適度な飲酒を心がけることが大切です。

アルコール依存症の自己チェックをしてみましょう

《アルコール依存症スクリーニングテスト CAGE》

- ① 今までに、お酒の量を減らさなければならなかったことがある。
- ② 今までに、飲酒を批判されて、腹が立ったり、いらだったことがある。
- ③ 今までに、飲酒に後ろめたさを感じたり、罪悪感を持ったことがある。
- ④ 今までに、朝酒や迎え酒を飲んだことがある。



2項目以上あてはまる場合は、専門家への相談をおすすめします。
(きちんと仕事ができている、健康診断で肝臓の機能が正常といわれていても)

うつ

うつ病って何？ 言葉を聞いたことはあるけれど…

人は悲しいことや大きな失敗を体験すると、気分が落ち込んだり、憂うつになります。

多くは時間が経てば回復しますが、**以下のような状態が毎日続き、日常生活に支障が出ている場合、うつ病の可能性**があります。

《自分で感じる状態》

- 悲しい憂うつな気分、沈んだ気分
- 何事にも興味がわかない、やる気が出ない
- 食欲がない
- よく眠れない
- 集中できない
- イライラして、落ち着かない
- 他人と関わりたくない

《周囲から見た状態》

- 以前と比べ表情が暗く、元気がない
- 身なりにかまわなくなった
- 体調不良の訴えが多くなった
- 仕事や家事の能力が低下している、ミスが増えている
- よく眠れていないようだ
- 飲酒量が増えている
- 人付き合いを避けるようになった

悲しいことだけでなく、昇進、結婚、出産、進学、転居など、日常生活のさまざまなできごとが、うつ病のきっかけになることがあります。

うつ病は誰でもかかる可能性があり、約15人に1の方が一生のうちに経験するとも言われていますが、うつ病にかかっている方の4人に1人しか医療機関を受診していないという報告もあります。

うつ病は治療により改善しますので、早めに医療機関（かかりつけ医、精神科、心療内科など）へ相談しましょう。

うつ病の自己チェックをしてみましょう

以下の状態が、ほとんど1日中、2週間以上続いていませんか？

- ① 気持ちが沈み込んだり、滅入ったり、憂うつになる。
- ② 今まで好きだったことが、同じように楽しめない。興味が感じられなくなっている。
- ③ ダイエットでなく大きく体重が減るか、逆に大きく増えている。（1か月に体重の5%以上）または、ほとんど毎日、食欲が落ちているか、逆に増えている。
- ④ ほとんど毎日、眠れないか、逆に眠りすぎている。
- ⑤ 話し方や動作がいつもより遅い、イライラしている、落ち着かないと周囲の人に言われる。
- ⑥ ほとんど毎日、疲れやすかったり、気力が出ない。
- ⑦ ほとんど毎日、自分は価値のない人間だと感じたり、悪いことをしたと感じたりする。
- ⑧ ほとんど毎日、集中できず、考えがまとまらない。いつもより決断することが難しい。
- ⑨ 死について何度も考える。自殺を企てる。



以上のうち、**①か②が1つ以上あり、③から⑨が2つ以上ある方は、早めに医療機関（かかりつけ医、精神科、心療内科など）を受診しましょう。**

案内図



交通案内

- ・ J R 前橋大島駅北口から徒歩 15 分
- ・ J R 前橋駅北口から永井バス
「東大室線」利用の場合
群馬県勤労福祉センター入口下車
徒歩 3 分

2017年度（平成29年度）

こころの健康センター所報
（第29号）

平成30年12月27日発行

編集・発行 群馬県こころの健康センター

群馬県前橋市野中町368

電話：027（263）1166

FAX：027（261）9912

ホームページアドレス：<http://www.pref.gunma.jp>

e-mail：kokoro@pref.gunma.lg.jp